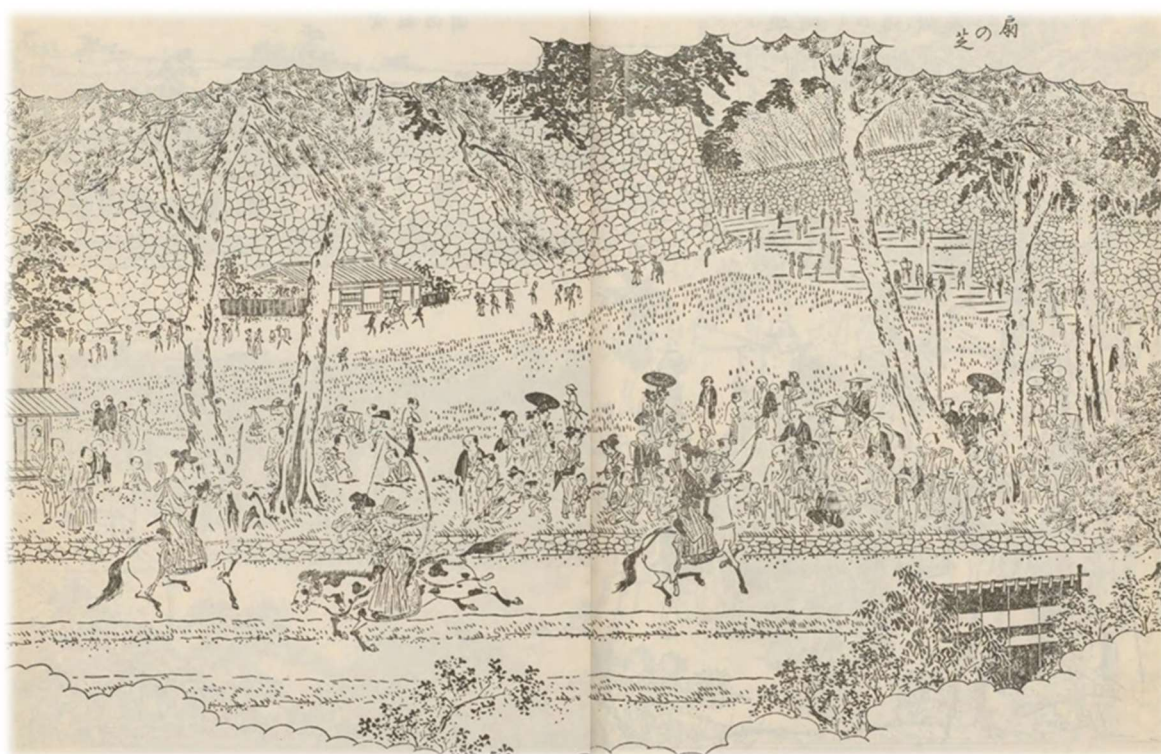


史跡和歌山城扇の芝整備基本計画



令和5年11月20日

和歌山市産業交流局観光国際部

和歌山城整備企画課

例 言

1. 本書は、和歌山県和歌山市に所在する史跡和歌山城扇の芝に関する整備基本計画である。
2. 本計画の策定は、和歌山市産業交流局観光国際部和歌山城整備企画課が令和4年(2022)4月～令和5年11月に実施した。
3. 本計画の策定にあたっては、史跡和歌山城保存整備委員会をはじめ、文化庁文化資源活用課・文化財第二課、和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課及び和歌山市産業交流局文化スポーツ部文化振興課から指導・助言を賜った。
4. 本書の構成・編集は、和歌山城整備企画課が担当し、完成予想図（フォトモンタージュ）の作成業務は株式会社オオバに委託した。全体の執筆は大山僚介が担当し、第1章第2節1）・第1章第6節・第2章第1節2）の一部・第2章第1節3）は伊津見孝明が、第2章第1節4）・図2-17下図は杉山純平が、図2-35下図・図4-2・第4章第4節・図4-6下図・図4-10下図・第4章第8節・図4-14下図・第5章は大城康弘が担当した。
図4-15丸岡城でのプロジェクションマッピングの写真は、福井県坂井市丸岡支所にご提供いただいた。
図4-16「石垣ライトアップ配灯図」はパナソニック株式会社エレクトリックワークス社にご提供いただいた。
5. 城内の郭等の呼称は、『史跡和歌山城整備計画』（平成28年度改訂版）の設定に準じる。
6. 文中で参考文献を標記する場合は、以下のとおり略記する。
例：新谷和之 2019「空閑地の配置からみた和歌山城の特質―扇の芝の形成とその運用をめぐって―」『紀伊考古学研究』22、紀伊考古学研究会
→【新谷2019】

[表紙図版]江戸時代後期の扇の芝の様子を描いた絵図（『紀伊国名所図会 後編』、国立国会図書館デジタルコレクションより引用）

目次

第1章 計画策定の経緯と目的	1
1. 計画策定の経緯	1
2. 計画の位置付け	2
1) 史跡和歌山城に関するこれまでの計画	2
2) 史跡和歌山城扇の芝整備基本計画の位置付け	6
3. 計画の目的	6
4. 計画の対象範囲	6
5. 史跡和歌山城保存整備委員会の構成及び審議経過	8
6. 関連計画	11
1) 関連計画	11
2) 史跡和歌山城のエリア個別の計画	12
第2章 扇の芝の概要	14
1. 和歌山城及び扇の芝の歴史	14
1) 和歌山城の成り立ち	14
2) 扇の芝の形成とその機能	15
3) 城下町絵図から見た扇の芝	18
4) 扇の芝の範囲	25
5) 江戸時代後期～幕末の扇の芝と現況との比定図	30
6) 明治以降の扇の芝	31
2. 扇の芝の史跡追加指定の経緯と公有化状況	35
3. 周辺環境の整理	37
1) 和歌山市の気候	37
2) 和歌山城及び扇の芝の地形	38
3) 道路・交通状況	39
4. 現状と課題	40
1) 土地の利用状況	40
2) 樹木・植栽	41
3) 電気設備・交通設備等	43
4) 石垣	44
5) 地下遺構	48
6) 動線	53
7) 扇の芝の現状平面図	53
第3章 基本方針	55
第4章 整備基本計画	56
1. ゾーニング及びエリア設定、全体計画	56
1) ゾーニング及びエリア設定	56

2) 扇の芝整備の全体計画	5 6
3) 視点場の設定	5 8
2. 動線計画	5 9
3. 遺構の保存計画	6 1
1) 遺構の保存方針	6 1
2) 地下遺構	6 1
3) 地上遺構	6 1
4. 地形造成及び給排水に関する計画	6 2
1) 地形造成	6 2
2) 給排水	6 2
5. 修景及び植栽に関する計画	6 3
6. 遺構・遺物の表現に関する計画	6 4
1) 遺構の表現	6 4
2) 遺物の展示	6 4
7. 案内サインに関する計画	6 5
1) 総合案内サイン	6 5
2) 誘導サイン	6 6
3) 説明サイン	6 6
8. 維持管理施設及び便益施設に関する計画	6 8
1) 維持管理施設	6 8
2) 便益施設	6 9
9. 公開・活用に関する計画	7 1
1) 園路	7 1
2) 芝生エリア	7 1
3) 石垣のライトアップ及びプロジェクションマッピング	7 2
10. 管理・運営に関する計画	7 4
11. 周辺地域の景観に関する計画	7 5
第5章 事業計画	7 6
1. 段階的整備及び工程	7 6
1) 段階的な整備	7 6
2) 第1次整備の内容について	7 7
3) 工程	7 8
2. 完成予想図（フォトモンタージュ）	7 9
【主要参考文献】	8 1

第1章 計画策定の経緯と目的

1. 計画策定の経緯

史跡和歌山城は、和歌山市の中心市街地に位置する市のシンボリック存在の文化財であり、昭和6年(1931)に国の史跡に指定された近世城郭である。国内外から多くの観光客を迎える観光拠点でもあり、市街地の緑地として市民の憩いの場ともなっている。

扇の芝は、和歌山城の南西に位置し、江戸時代は芝地であった。城の外側ではあるものの、①城外の見通しを確保し、有事に備え敵の動きを察知するための空閑地としての軍事的役割、②弘化3年(1846)に落雷で焼失した天守を再建する際、作業場が扇の芝に設けられる等城郭のメンテナンスヤードとしての役割を持つなど、和歌山城と一体性の強い場所だった。

和歌山市は、史跡和歌山城の文化財としての重要性を十分認識し、将来にわたって適切に保存及び活用するための基本方針の提示を目的として、平成4年度(1992)に『史跡和歌山城保存管理計画』を策定した。ここで示された基本方針に基づいて、平成6年度には『史跡和歌山城整備計画』を策定した。同計画では、史跡指定範囲外であった扇の芝も計画対象範囲とされ、乱雑な建物景観が城景観と不調和となっており、将来的に扇の芝一帯の環境整備を考慮する必要性が指摘されている。そして、残された長期的課題として、「将来的には扇の芝の復元を図り、石垣をみせることで城の縄張を明確にする」(142頁)ことが挙げられた。

この計画に基づき、御橋廊下の復元(平成18年)や城内各所での石垣修理等、整備が順次進められてきた。しかしその間、発掘調査等の学術調査が大きく進展するとともに、和歌山城を取り巻く情勢も大きく変化し、来訪者のニーズも多様化してきた。そうした現状に対応するため、平成28年度に『史跡和歌山城整備計画』(以下、適宜平成28年度改訂版整備計画と記す)を改訂した。平成28年度改訂版整備計画では、縄張りの明確化の一環として扇の芝の整備が位置付けられ、「国史跡への追加指定を視野に入れ、かつての芝地景観の整備を目指す」(60頁)とされている。

本事業を進めるにあたっては地域住民の方々との合意形成が不可欠であり、それには相当の時間を要することが想定されたことから、平成28年度改訂版整備計画では、史跡への追加指定及び整備は令和19年度(2037)以降の長期計画に位置付けられていた。しかし地域住民の方々の後押しもあり、実際には平成30年度から扇の芝の史跡追加指定及び公有化に着手し、令和5年9月28日現在で予定箇所すべての史跡指定を完了して、公有化率は56.43%(市道部分を除く)となっている。

以上のように、史跡追加指定及び公有化が当初の想定以上に順調に進展しており、一部の土地ではすでに建物が撤去されて基礎を残すのみとなっている。地域からも扇の芝の早期整備・公開を望む声があることから、平成28年度改訂版整備計画のうち、扇の芝に関するスケジュールを前倒しするよう修正し、より詳細な整備内容を検討する必要が生じた。

2. 計画の位置付け

1) 史跡和歌山城に関するこれまでの計画

扇の芝について記した史跡和歌山城に関する計画は以下の通りである。

○史跡和歌山城保存管理計画書（平成5年（1993）3月 和歌山城管理事務所）

史跡和歌山城保存管理計画書は、史跡和歌山城の文化財としての重要性を十分に意識し、文化財保護法をはじめ文化財関係諸法規に基づき、これからの長い将来にわたって適切に保存し、かつ有効に活用するための基本方針を示すことを目的としている。

記載内容
第2章 史跡和歌山城の現状及び課題 VI. 景観の現状及び課題 3. 城跡外景観の現状 (1) 周辺の景観 ① 周辺の建築物 城の西側の雑賀屋町（扇の芝）にある民家は、150m 程にわたって石垣を隠してしまっている。城の全周が見えることが望ましく、この部分の土地を買収することが理想である。 ② 工作物（看板・歩道橋・道路標識） 城付近の建物の看板や歩道橋及び道路標識が眺望を妨げている。

○史跡和歌山城整備計画報告書（平成7年(1995)3月 和歌山市経済労働部 和歌山城管理事務所）

史跡和歌山城保存管理計画書に基づき、今後の和歌山城にふさわしい整備のあり方を検討した。

記載内容
Ⅲ. 今後の課題 3. 解決すべき課題 扇の芝については、まずその空間が城として、また地域として実際上どの程度重要であるかを十分に検討すべきである。そして地域に住む人々と共に、どのような整備が妥当であるかなどの十分な協議を行い、合意を得る事が最も重要である。扇の芝にある建物などについての景観誘導などは早期に始めるべきであるが、これについても住民との十分な話し合いや検討が必要である。

○史跡和歌山城整備計画報告書（平成28年度改訂版）（平成29年(2017)3月 和歌山市 産業まちづくり局 観光国際部 和歌山城整備企画課）

史跡としての本質的価値を保ちながら、都市公園・観光地としての側面も考慮し、史跡和歌山城の魅力を総合的に高めることを目標としている。

第1章 整備計画の前提

Ⅱ.整備計画の範囲と計画作業の手順

2) 計画対象範囲

計画対象範囲として、現況の扇の芝（史跡指定範囲外）と呼称される城南西の三角地を含める。

Ⅲ.史跡和歌山城の現況と整備課題

6.景観調査－天守郭を中心とした「見え」の解析

景観に係る現地調査を平成27年度に平成7年調査と同地点で実施。全面的に樹林の高林化により眺望が悪化しているところが多く、樹木の伐採・剪定等による管理が必要と考えられる。扇の芝については、歴史的景観を復元し城の縄張りを明確化することで新たな景観ポイントとして位置付け、整備に向けた事業推進が必要である。

7.整備課題の抽出

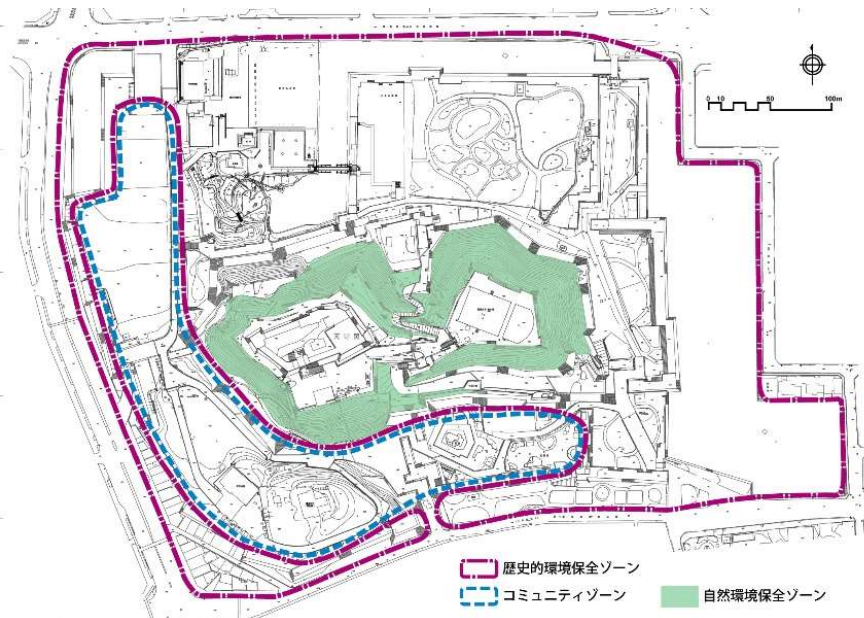
1) 遺構整備の主な課題

南西の扇の芝は市街地化が進み、屏風折れの石垣を間近に見ることができない。城全体の縄張りを明確化するために、これらの整備が必要である。

第2章 整備計画

Ⅱ.ゾーニング

扇の芝は、歴史的環境保全ゾーン（遺構の保全・復元・修築等の整備を主とし、歴史的環境を形成する核としての整備を図るゾーン）に位置付けられている。



Ⅲ.遺構整備計画

3.縄張りの明確化

城の輪郭を構成する堀や石垣、城門などの整備を行い、縄張りを明確化する。具体的には、吹上口・扇の芝の整備、西堀・南堀の復元が主な課題として挙げられる。

2) 扇の芝の整備

扇の芝は、和歌山城の南西に位置する扇型の空閑地である。近代以降、住宅や店舗などが建ち並び、南西方向からの城の眺望が阻害されている。

そこで、国史跡への追加指定を視野に入れ、かつての芝地景観の整備を目指す。整備が実現すれば、屏風折れの高石垣を堀を挟まずに間近で鑑賞できるようになり、城の景観が大いに向上するものと期待される。

なお、本事業の推進にあたっては、地域住民との合意形成が不可欠となる。

第3章 今後の見通し

I. 段階整備計画

整備スケジュール 扇の芝

住民との合意形成：2017年度～2036年度（短期～中期）

国史跡への追加、景観整備：2037年度～2046年度（長期）

III. 今後の課題

(2) 合意形成の重要性

和歌山城は、市民に愛され、親しまれる存在となっている。したがって、事業の実施にあたっては、整備の意義や必要性を周知し、広く市民の理解を得ることが求められる。とりわけ、扇の芝の整備においては地域住民との合意形成が不可欠である。一定のスピード感を持ちつつも、決してあせらず、粘り強く交渉にあたるのが望ましい。

○史跡和歌山城樹木管理計画（令和2年（2020）3月 和歌山市産業交流局 観光国際部 和歌山城整備企画課）

既存の樹木の保存・育成を基本とし、遺構の保護、天守等の眺望の確保も視野に入れた景観整備を促進するため、植林・植栽の適切な管理を行うことを目的としている。

記載内容

第4章 史跡和歌山城における樹木管理の現況

3. 地区別現況

(23) 扇の芝

①歴史的背景と特色

和歌山城南西隅に存在した空閑地。形状が扇を開いたように見えるため扇の芝と呼ばれるようになったとされる。扇の芝に隣接して馬場が存在したことから、藩士達の訓練の様子を一般の庶民が見学したり、子ども達が菓子を持参して遊ぶ等、城郭に附属する敷地でありながら、城下町の住民にも親しまれるような空閑地であった。

明治時代以降、宅地開発が進んだため現在では往時の姿は失われている。

②樹木・土地利用の現況

かつての芝地景観への整備を目指して、平成30年度以降、国史跡への追加指定が進められているが、現状は住宅や店舗が立ち並ぶ商業地であり、管理の対象となる樹木・植栽は存在しない。

4. 景観に関する現況

(2) 城外からの景観

和歌山城南西の交差点は和歌山城周辺において交通量が多い地点だが、砂の丸（南）の樹林や建造物によって、天守及び天守台の石垣が見えにくくなっている。

図 4-38 和歌山城西側からの景観（地点 d）



南西交差点（国道 24 号×三年坂通り）付近【地点 d】

第 7 章 樹木管理の方法

1. 全体計画

(2) 景観整備の樹木管理

交通量が多く和歌山城天守が視認できる場所との理由から、城外からの視点場の 1 つとして⑭真砂丁交差点付近（交差点から南西へ約 250m）が設定されている。

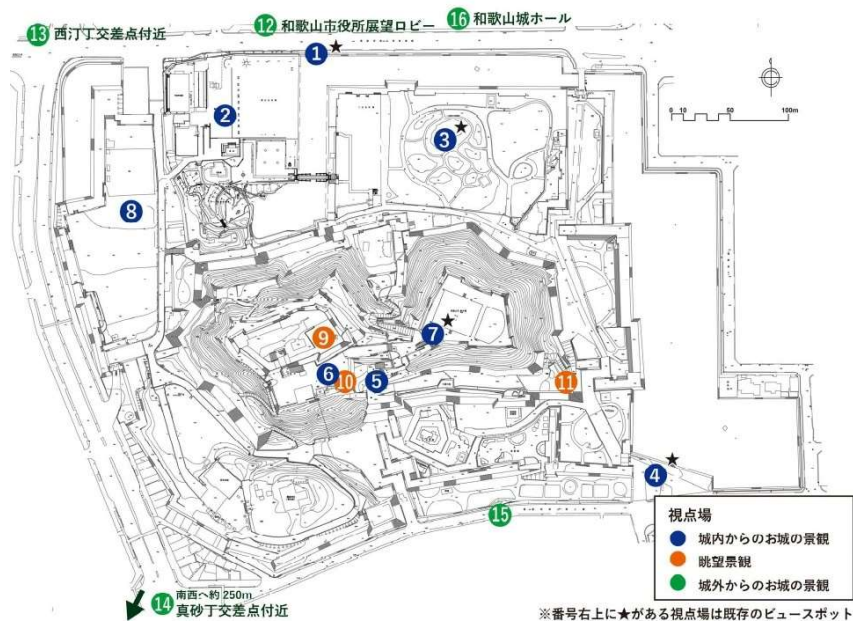


図 7-2 樹木管理に係る視点場位置図

③ 城外からお城の景観

視点場において、天守及び天守台の石垣が良好に見えるように、必要に応じて伐採及び剪定を実施する。なお、伐採及び剪定を実施する際は、その必要性と伐採等による影響について十分に検証を行い、適切な手法によって行う。

⑭真砂丁交差点付近（赤斜線部分が伐採・剪定箇所のイメージ）



2. 地区別方針

扇の芝：かつての芝地景観への整備を目指す。具体的な植栽計画については、面的整備が実現可能となった際などに、扇の芝整備事業の中で定める。整備後は景観を維持するための植栽管理を行う。

2) 史跡和歌山城扇の芝整備基本計画の位置付け

史跡和歌山城扇の芝整備基本計画（以下、適宜本計画と記す）は、現行の平成28年度改訂版整備計画を上位計画とする、扇の芝に関するエリア個別の計画である。平成28年度改訂版整備計画の扇の芝に関する整備方針を踏襲し、整備内容の具体化、整備スケジュールの修正を行うものである。

なお、扇の芝エリアと並行して整備事業を実施する他エリアについては、本計画事業と調整しつつ平成28年度整備計画等に基づいて事業を進めることとする。

3. 計画の目的

本計画は、早期に進展している史跡追加指定及び公有化の現状や地元住民の扇の芝早期整備・公開を望む声を踏まえて、現行の平成28年度改訂版整備計画の扇の芝に関するスケジュールを修正し、扇の芝の適切な保存と活用を行うためにふさわしい整備のあり方を検討することを目的とする。

扇の芝の整備のあり方の検討にあたっては、平成28年度改訂版整備計画と同様に、史跡としての本質的価値を保つことを前提としつつ、都市公園・観光地としての側面も考慮する。

4. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、扇の芝と呼ばれる和歌山城南西に位置する三角地及び石垣沿いの土地である。また、追廻門外のエリアは扇の芝に近接し、城内から追廻門を通して扇の芝へと至るルートは整備後のメインルートになることが予想される。よって扇の芝と一体的に整備することが望ましいため、同エリアも本計画の対象範囲とする。

図 1-1 史跡指定範囲（令和 5 年 9 月 28 日現在）と計画対象範囲

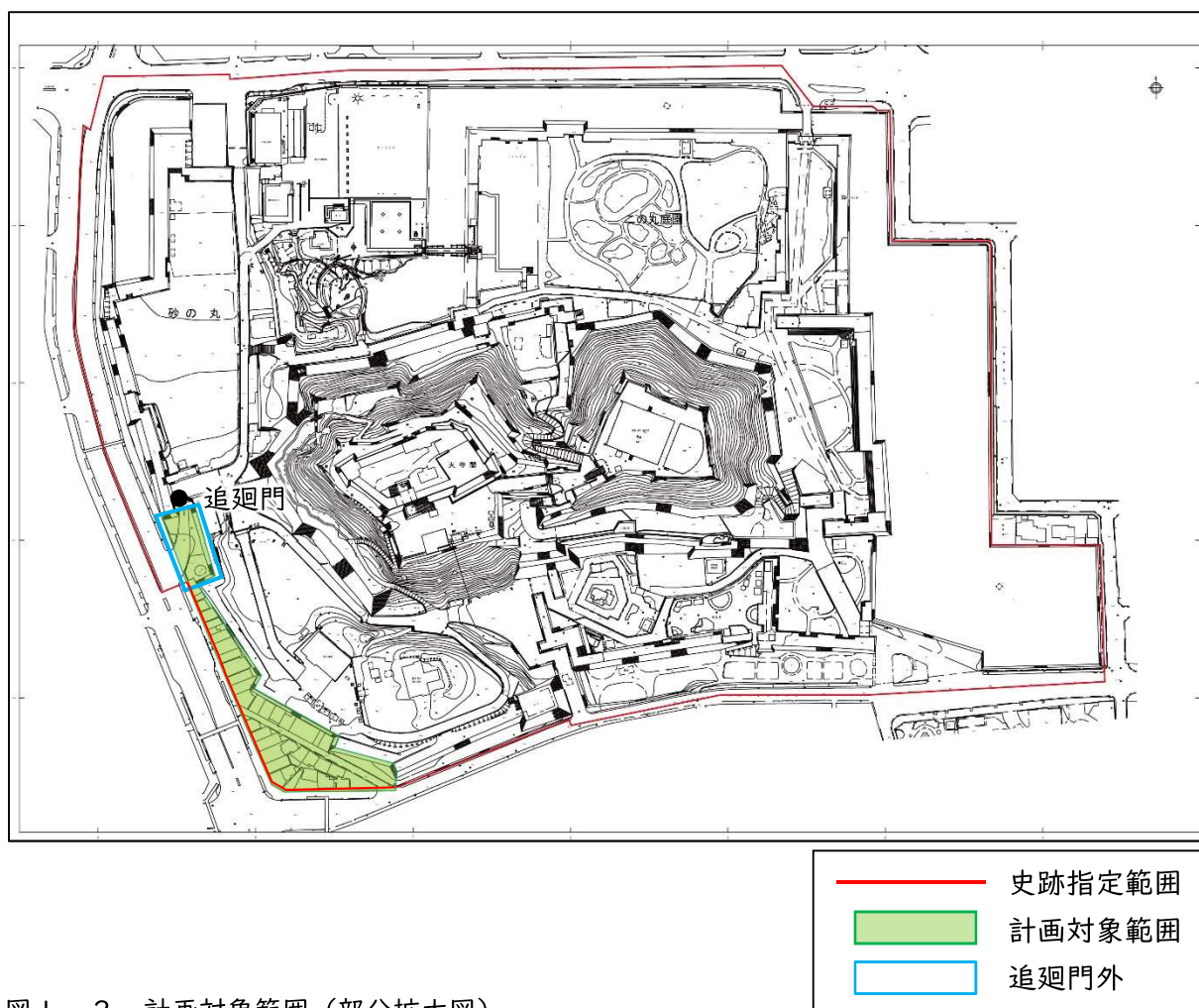


図 1-2 計画対象範囲（部分拡大図）



5. 史跡和歌山城保存整備委員会の構成及び審議経過

本計画を議題とした史跡和歌山城保存整備委員会は令和4年8月24日（48回）、令和5年3月22日（49回）、令和5年7月28日（50回）の計3回開催し、委員会での意見を踏まえて計画をとりまとめた。

表1—1 本計画を議題とした史跡和歌山城保存整備委員会の構成(第48回～第50回、個別協議を含む)

	氏名	所属・肩書	出席			
			48回	個別	49回	50回
委員会 委員	田中 哲雄 (委員長)	姫路市日本城郭センター名誉館長		○		
	藤本 清二郎 (副委員長)	和歌山大学名誉教授	○	○	○	○
	伊東 龍一	熊本大学教授（R4） 熊本大学名誉教授（R5）		○		○
	中井 均	滋賀県立大学名誉教授	○	○	○	
	水島 大二	和歌山城郭調査研究会顧問	○	○	○	○
	宮武 正登	佐賀大学教授	○	○	○	○
	阿形 博司	和歌山市教育委員会教育長			○	
	宮田 真吾	和歌山市産業交流局長（R4）	○		○	
	本田 雅彦	和歌山市観光国際部長（R4） 和歌山市産業交流局長（R5）	○		○	○
	洲寄敬一郎	和歌山市観光国際部長（R5）				○
指導助言	山本 光俊	和歌山県教育委員会文化遺産課副主査	○		○	○
	清水 梨代	和歌山市文化振興課学芸員	○			
	大木 要	和歌山市文化振興課学芸員			○	○
	井馬 好英	公益財団法人和歌山市文化スポーツ財団埋蔵文化財センター長（R4）	○		○	
事務局	内田 信行	和歌山市和歌山城整備企画課長（R4）	○		○	
	南 秀樹	和歌山市和歌山城整備企画課長（R5）				○
	木本 滋之	// 副課長	○		○	○
	大城 康弘	// 史跡整備班長	○	○	○	○
	辻 誠	// 史跡整備班企画員	○		○	○

	西山 茉那	//	史跡整備班技師	○		○	○
	大山 僚介	//	史跡整備班学芸員	○	○	○	○
	伊津見 孝明	//	史跡整備班学芸員	○	○	○	○
	北野 隆亮	//	史跡整備班学芸員	○		○	○
	柳 雄介	//	企画管理班副主査	○			

※令和5年1月16日に第49回の整備委員会を開催予定であったが、委員の出席者が過半数に満たなかった。そのため和歌山市史跡和歌山城保存整備委員会条例第6条第3項の規定を満たさず会議を開催することができなかった。よって当日出席していた藤本副委員長、伊東委員、宮田委員及び本田委員から扇の芝整備に関する意見聴取を行った。

1月16日に欠席であった田中委員長、中井委員、水島委員及び宮武委員とは、別日に個別に意見聴取を行った。

※肩書に（R4）（R5）と付されている場合は、各年度時の肩書を示している。

表1-2 委員会各回及び個別協議の概要

	協議概要
48回	議事：扇の芝における史跡追加指定と公有化の状況、令和4年度の扇の芝における発掘調査について 指摘事項等 ・発掘調査成果について一部評価を見直すべきである。 ・石垣の一部で表面の被熱劣化が著しく、対処が必要である。 ・石垣II2の入隅部の石垣の孕みがひどいため、追加で発掘調査が必要である。
個別	議事：扇の芝整備基本計画の策定について（発掘調査成果や石垣測量の成果、整備の基本方針） 指摘事項等 ・扇の芝の範囲が江戸時代どこまでの範囲であったか、押さえておく必要がある。また、現在の史跡指定範囲と往時の範囲は異なることを周知する必要がある。 ・石垣付近を立入禁止にするにしても、低木を植える等どのように立入禁止とするのか検討が必要である。 ・樹木の剪定・伐採は必要であるが、市民の意見も聞きつつ進める方が良い。 ・プロジェクトマップの検討にあたっては、和歌山城の格調にふさわしくないようなものにならないよう注意してほしい。 ・石垣III・12の表面の劣化が全体的に著しい。粉砕している石材については樹脂コーティング等の検討も必要である。石垣付近に近寄せないという方向性は堅持すべきである。 ・石垣II2基底部の石材で破断しているものがあるため、危険である。布団駕籠を置いて押さえる等の処置は必須である。 ・布団駕籠を設置するにしても、どうしてそのような処置を取っているか解説が必要ではないか。

	・ 南の和歌道（現・国道 42 号線）からの天守、石垣、扇の芝が見える景観は、江戸時代にもかなり意識されていたものではないか。 ・ 石垣を見えづらくしているイチョウは伐採する方が良い。
49回	議事：扇の芝の発掘調査成果と石垣の修理方針について 指摘事項等 ・ 根石と評価している石材は現時点では根石と断定はできない。 ・ 石垣前面で確認された掘方は石垣構築のためでなく、郭造成等のためのものではないか。 ・ 石垣 II2 の安定策については、布団駕籠を設置するという方法だけでなく、石垣下部に置き石をして粘性土をかけてそこから背斜をかける形で斜めに修景して押さえる等の方法もある。
50回	議事：史跡和歌山城扇の芝整備基本計画について 指摘事項等 ・ 扇の芝についてこれまでの報告書案を読んでいると、北側からの視点でしか書かれていない。南側の紀州東照宮からアクセスした場合、扇の芝が城の正面に位置する事から、そこに何かしらの意味があるのではないか。 ・ 南から見た扇の芝については、和歌山城の追廻門と和歌浦へ向かう街道が直線でつながっていないため、必ずしも扇の芝が南側から見て正面の位置に当たるとは言えない。ただし、南側から扇の芝へのアクセスルートについては確定する必要がある。 ・ 追廻門前にある腰掛（報告書 29P）は警備のための詰所ではないか。専門用語としての腰掛の他にも警備のための施設という説明もしておいた方が丁寧ではないか。 ・ 17 世紀から 18 世紀にかけて城下町が南へ拡大していく中で、扇の芝や追廻門が重要性を増してくるのは触れておく必要がある。その辺りを整理或いは強調点をはっきりさせるという事を課題として検討してほしい。 ・ 今は道路地となっている要の松も含めて、現地に置かれる説明版の書き方は重要である。

6. 関連計画

1) 関連計画

関連計画の内容については、近年刊行した『史跡和歌山城樹木管理計画』及び『史跡和歌山城二の丸及び西の丸整備基本計画』を参照のこと。ここでは、上記 2 つの計画に未掲載のもののみ記載する。

○第 5 次和歌山市長期総合計画 実施計画（令和 4 年 10 月 和歌山市）

実施計画は、基本計画で定める政策・施策を実現するための具体的な事務事業の内容等を示すもので計画期間を 3 年間（令和 4～6 年度）とし、毎年度点検及び見直しを行う。

和歌山城については長期総合計画同様の位置づけがなされているほか、観光案内の強化が掲げられている。

記載内容
●政策 1-4 観光の稼ぐ力の強化 ○取組方針 1 おもてなし力の強化 観光客をスムーズに目的の観光地へ案内したり、和歌山市の魅力ある観光スポットを紹介するため、JR 和歌山駅、和歌山城の観光案内所において、案内業務（史跡や名勝等への行き方、またその近くの宿泊施設等の案内）を和歌山市観光協会に委託する。 ○取組方針 3 観光資源の魅力向上 「史跡和歌山城保存修理事業」 和歌山城の史跡整備について、「史跡和歌山城整備計画（平成 28 年度改定）」を基本に史跡和歌山城保存整備委員会の意見や国・県との協議のもと、保存整備を行う。 二の丸及び西の丸においては石垣の測量や修理、発掘調査を基に整備基本計画を策定した。今後は測量や発掘調査の成果を基に検討を進め、扇の芝や岡口門等の具体的な整備に繋げる。

○和歌山城周辺修景整備ガイドライン（令和 2 年 3 月 和歌山市）

和歌山城周辺修景整備ガイドラインは、「城下町和歌山にみる歴史的風致」の維持と向上に寄与することを目的として、和歌山城や JR 和歌山駅、南海和歌山市駅周辺の修景整備や案内サインのガイドラインとして策定した。

歴史的なエリアの「ゾーン A：和歌山城を中心とする 4 つの通り沿いを含むゾーン」においては、和歌山城のシンボル性を活かした景観形成を図ることを目標としている。また、和歌山城内における案内サインのデザイン方針が定められている。

記載内容
【修景整備】 ○ゾーン A：和歌山城を中心とする 4 つの通り沿いを含むゾーン ●目標

	短 期 2021－2030	中 期 2031－2040	長 期 2041－
二の丸	●二の丸大奥 西の丸、御橋廊下と一体となった「城内の生活・文化エリア」の整備	●石垣修理 ●二の丸大奥(御広敷) 広大な二の丸御殿等の広がり及び藩主の儀礼・政治空間の整備 ●二の丸北辺櫓群(西部) 城外から見た二の丸における象徴的存在の整備	●二の丸中奥・表 広大な二の丸御殿の広がり及び藩主の儀礼・政治空間の整備 ●二の丸北辺櫓群(東部) 城外から見た二の丸における象徴的存在の整備
西の丸	●西の丸 二の丸西部、御橋廊下と一体となった「城内の生活・文化エリア」の整備 ●西之丸庭園 名勝としての西の丸庭園の価値の顕在化	●上の池・内堀(西之丸庭園側) 浚渫による水質改善	●わかやま歴史館の史跡外への移転 ●吹上口顕在化のための整備 ●観光バス駐車場の撤去

二の丸、西の丸のエリア別の事業時期と整備目標

※本計画のなかで扇の芝についての記述はない。

第2章 扇の芝の概要

1. 和歌山城及び扇の芝の歴史

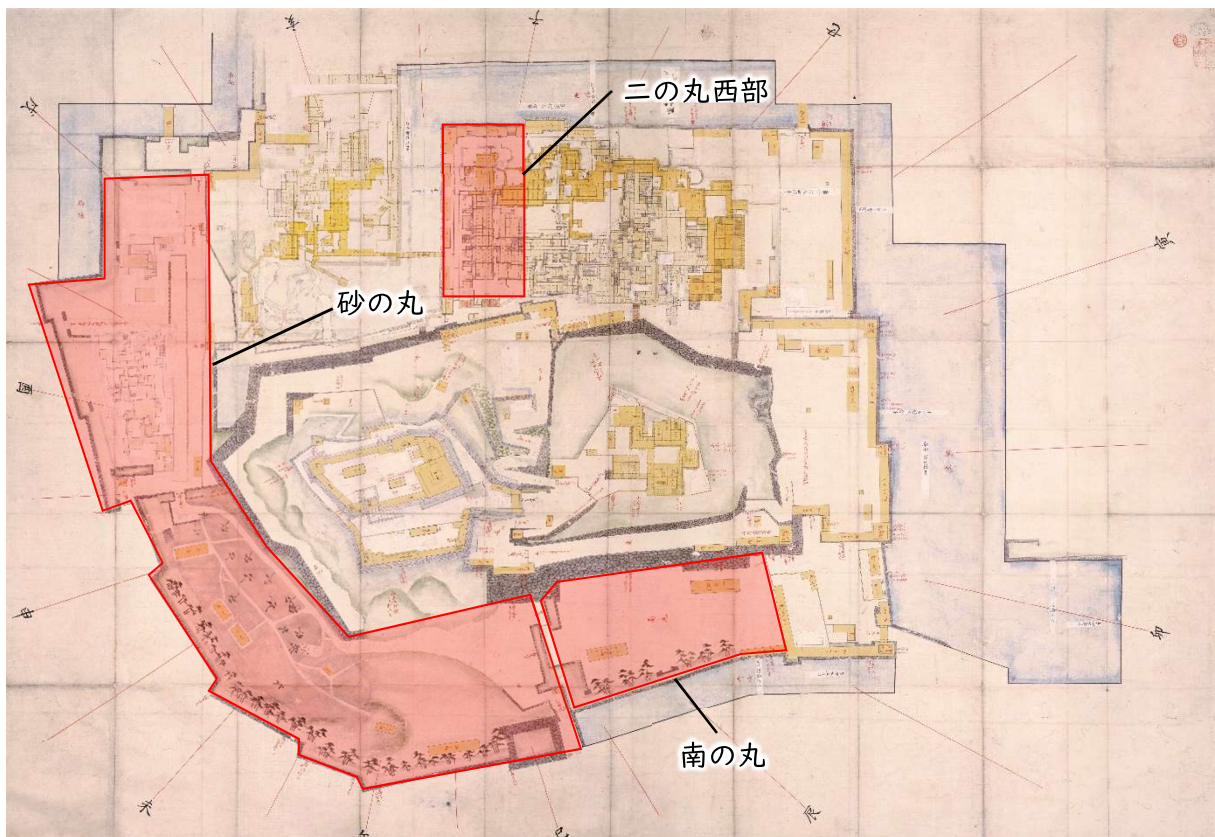
1) 和歌山城の成り立ち

和歌山城は、天正 13 年(1585)に羽柴（豊臣）秀吉が弟の秀長に命じて築城させた城郭である。秀長の家臣・桑山重晴が城代をつとめ、秀長家が途絶えると桑山氏が城主となった。豊臣・桑山期は虎伏山の山上から山裾部分や岡口が城郭として整備され、大手は岡口であったといわれる。

慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いの後、浅野幸長が城主となり、城の大規模な増築が行われた。連立式天守の建造、現在の本丸・二の丸・西の丸への屋敷造営、大手の一の橋方面への変更等が行われ、大手筋を基軸とする正方位の町割りも施された。

元和 5 年(1619)、徳川家康の十男・頼宣が城主となると、元和 7 年より城の増築が行われた。二の丸の西側への拡張、砂の丸・南の丸の造成が行われ、ほぼ現在の和歌山城の姿となった(図 2-1)。

図 2-1 元和 7 年以降の和歌山城拡張工事により新造・拡張された郭(「和歌山御城内惣御絵図」(和歌山県立図書館蔵)に追記)



2) 扇の芝の形成とその機能（同項目の内容は、主に【新谷 2016・2019】に依拠した）

扇の芝とは和歌山城の南西に位置した城外の空閑地で、扇の形をした芝地であったことからその名が付けられた。扇の芝が形成されたきっかけは、徳川家康の十男で紀州徳川家初代・頼宣が行った元和7年以降の内郭の拡張工事である。

前述のように頼宣が行った拡張工事により内郭の郭として砂の丸が新たに造成された。浅野家が元和5年の転封に際し紀州徳川家に渡した引継目録によれば、虎伏山の西麓・南麓を除くエリアが内郭として整備されていた。砂の丸の名が示しているとおり、山の西麓には吹上砂丘が伸びていたと考えられ、北部の城下町整備を優先させた上に、そもそも砂地で土地利用が困難な場所だったためか、浅野期には同所まで城郭としての整備が及んでいなかったようである。この状態であれば砂丘を通して南方から城内へ容易に侵入できるため、防御面で大きな課題を残したままであった。

そこで頼宣は吹上砂丘を三年坂開削により南北に分断し、屏風折れ状の石垣を築いて防御ラインとした。内郭のその他の部分を囲郭している水堀ではなく石垣としたのは、砂丘という地形上堀を掘ることが困難であったためと推定される。砂丘を分断し空堀のような施設とも捉えられる三年坂開削と南西方面の石垣構築によって、浅野期に抱えていた和歌山城南方の防御面の課題は解消されることとなった。

この内郭拡張の結果、郭外に砂丘の一部が未開発あるいは低開発の空閑地として取り残されることとなった。それらが砂の丸北西の鼓ヶ芝と呼ばれた鼓の形をした芝地、屏風折れの石垣に沿う形の芝地・扇の芝、扇の芝南西の眼鏡池と呼ばれる池を含む林地等である（図2-2）。これらの空閑地は、城郭・城下町整備を進めるなかで自然地形を克服し得ず、居住に適さない開発困難な土地として残されていたという消極的な評価もできる。しかし、城郭との関わりで言えば以下のような積極的な位置づけも可能である。

1つは軍事的な役割である。和歌山城では内郭の出入口前方に空閑地が設けられており、城外がある程度見通せるようになっていた。追廻門や不明門は、前方にはないものの扇の芝が両門共通の空閑地であったと考えられる。また、前述のように内郭南西方面は地形的に堀を掘ることが困難であったため、城と城下町の緩衝地帯として扇の芝が設定されたとも捉えられる。このような様々な要因により、屏風折れの石垣と広く開けた芝地という特異な構造・景観となったといえよう。

もう1つは城のメンテナンスヤードとしての役割である。弘化3年(1846)に和歌山城天守は落雷により焼失し、嘉永3年(1850)にほぼ元の通り再建された。この工事に際し扇の芝には小屋や垣根が設けられ、その他の空閑地とともに材木加工など様々な下準備を行う場所として利用された。通常の規模では対応できないような工事にあたっては、扇の芝のような空閑地も作業場とされた。

メンテナンスヤードとしての利用はあくまで一時的なものであるが、普段の扇の芝はどのような様子だったのだろうか。様々な時期のものが複数残っている城下町絵図は、扇の芝も描かれていることが多く、その様子を知る手掛かりとなる（第2章第1節3）参照）。但し、平面的に描かれている城下町絵図以上の情報を得られる史料が『紀伊国名所図会』である。『紀伊国名所図会』は江戸時代後期に編纂された和歌山の名所旧跡を紹介する書物

であり、扇の芝を描いた絵図が収録された後編は嘉永4年（1851）に刊行された（熊野編は昭和12年（1937）刊行）。写実的な絵図とは言えないものの、城下町絵図だけではわからない扇の芝とその周辺の様子が描かれており（表紙）、言葉でも詳細な説明が付されている。嘉永4年からそう遡らない時期の扇の芝を描いたと思われるが、城下町絵図と照らし合わせても、ここで描かれている景観は幕末まで大きく変化することはなかったといえるだろう。

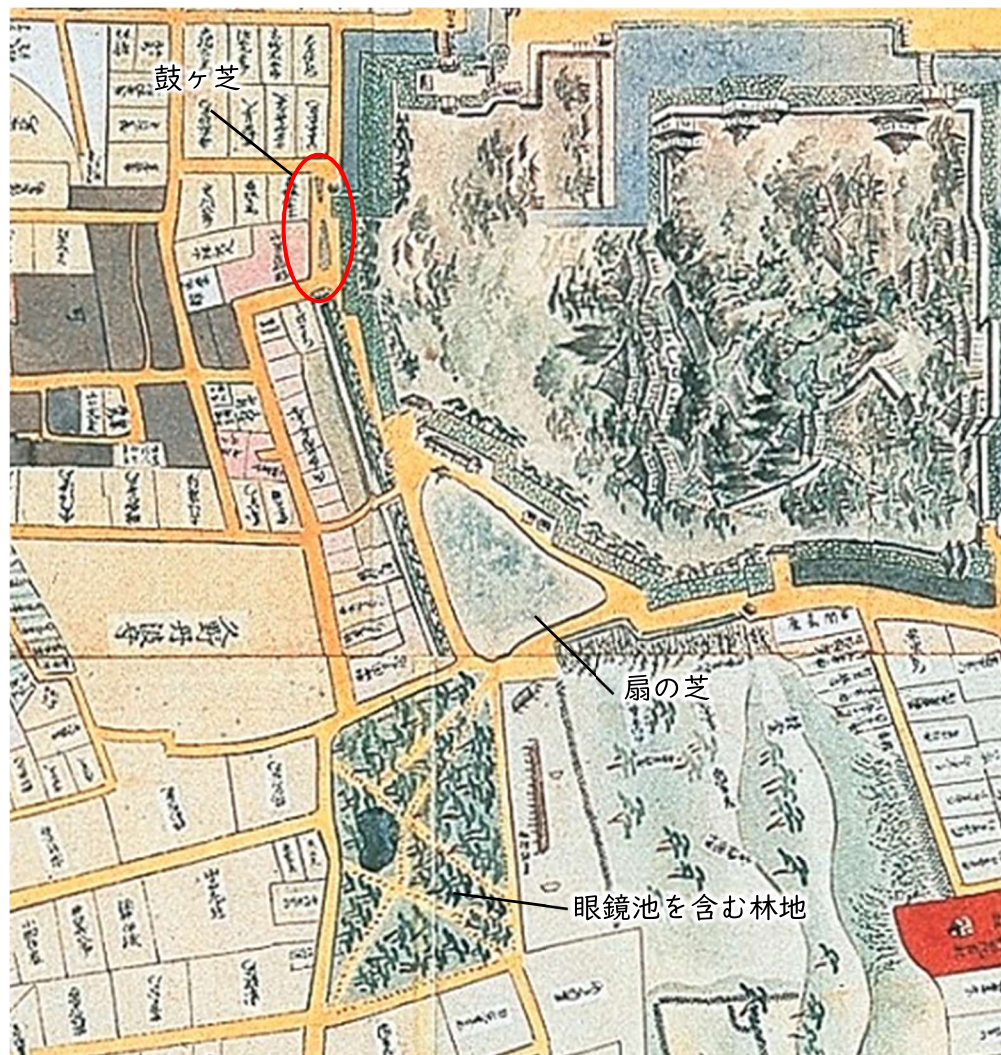
『紀伊国名所図会』で描かれた扇の芝を見ると、前述のような役割がある一方で、普段城の内郭に入ることができない一般の城下町の住民にとって、扇の芝が城と城下の接点として身近な存在であったのではないか、という点がみえてくる。扇型の芝地の北端には要の松と呼ばれる松が植えられており、そこから和歌山城東方の広瀬・南方の吹上へと道が二筋に分かれていた。周囲の道を様々な人々が往来する様子が描かれているが、その道だけでなく扇の芝の芝地内をショートカットする人々もいたようである。通行人を監視するためか、石垣際には番所と思われる小屋が描かれている。

芝地では、温暖な気候の時には近所の子どもたちが菓子や弁当などを持ち寄って、野遊びのまね事をするという。また図の手前には扇の芝に隣接していた追廻馬場が描かれており、騎射が行われている様子を町人らが土手から見学しているのがわかる。本来は軍事的な要請から設けられた空閑地が、多くの人がある程度自由に行き交う身近な空間となっていた様子が見てとれよう。

また、扇の芝の性格を見ていく上で重要となるのが周辺の道との関係性である。『紀伊国名所図会』には扇の芝周辺の道を通行する人も多く描かれていることから、同所は城下町から吹上・高松を経て南の和歌浦方面に向かう道と三年坂を経て広瀬方面に向かう道が分岐する交通の要衝でもあった。

但し『紀伊国名所図会』に描かれているような扇の芝の景観が、いつ頃から形成されたものなのかは、はっきりしない。城下町の形成過程やそれに伴う人流の変化等とも関わる重要な論点であり、今後の研究課題としたい。

図 2-2 「和歌山城下町絵図」(部分、1855 年、野際蔡真画、和歌山市立博物館蔵)



3) 城下町絵図から見た扇の芝

現在、近世の和歌山城やその城下町を描いた絵図は、60点以上が確認されている。扇の芝についても和歌山城の南西に隣接する事から多くの絵図にその存在が描かれている。ここでは17世紀～19世紀にかけて作成された絵図の中で、作成年代が特定できるものを複数点選び、扇の芝やその周辺の景観について読み取れる事をまとめる。なお、赤枠で囲った部分が概ねの扇の芝の位置である。

○17世紀

図2-3はかなりデフォルメ化されている点に留意する必要があるが、万治元年(1658)～寛文元年(1661)の和歌山城とその城下町を描いた絵図である。和歌山城の南西角の広く描かれた道が扇の芝に該当する箇所だが、この時点では特に芝地のような表現はされていない。ただし、和歌山城の南西部は追廻門方面(北)・和歌浦方面(南)・三年坂方面(東)・湊御殿方面(西)の4方向から来る道が交差する交通の要衝である。これらの方向からの人の流れによって自然に道ができ、この絵図の後の時代に扇の形をした空閑地が誕生した可能性も考えられる。

なお、本絵図は和歌山城及び和歌山城下を描いた絵図の中で現在確認できるものとして最古の絵図となる。

図2-3 「和歌山古屋敷絵図」(部分、1658～1661年、和歌山県立図書館蔵)

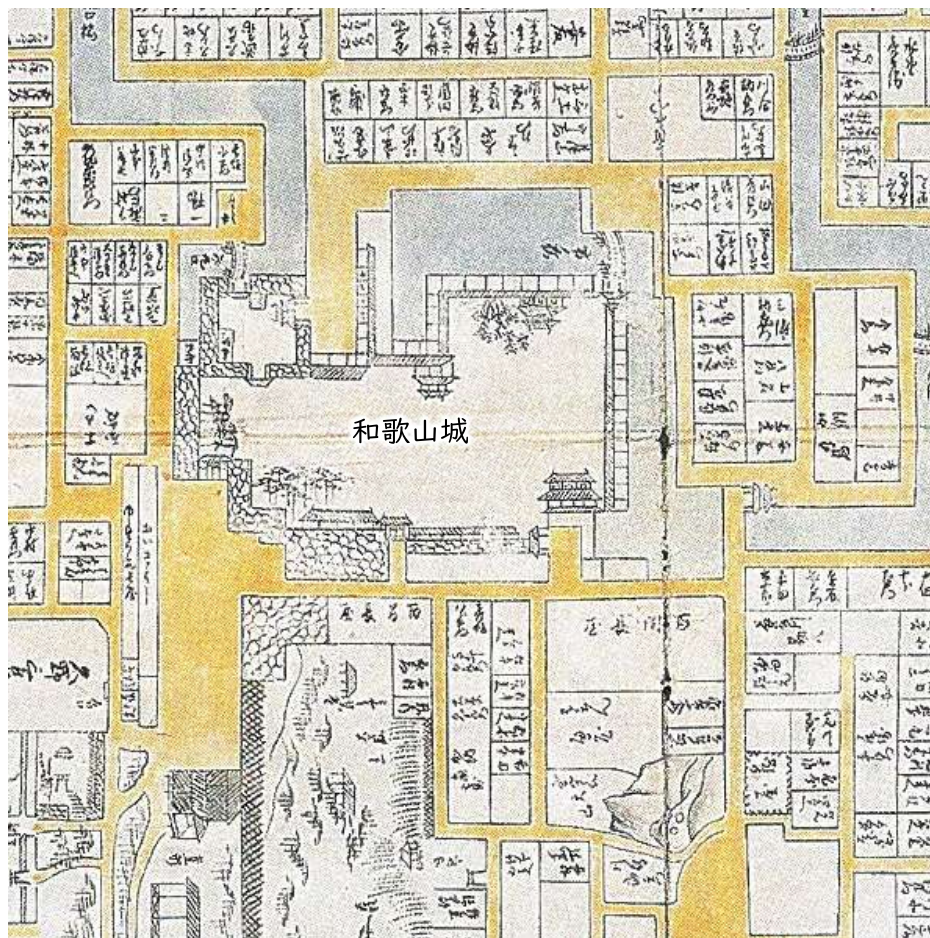


図 2-4 は、元禄 13 年（1700）に描かれた和歌山城及びその城下町の絵図。現在確認されている絵図の中では、形として扇の芝が確認できるもっとも古い絵図と思われる。城の南西外側に図 2-3 では確認できなかった三角形の空地と、藩士達が乗馬の練習に勤しんだ馬場が描かれている。

また、本絵図では砂の丸(南)石垣の下に平行四辺形状の区画が描かれている(黒枠内)。この区画が何を表現しているかは不明だが、何等かの建物の存在を示している可能性が考えられる。

図 2-4 「和歌山町割之図並ニ諸士屋敷割姓名附」（部分、1700 年、和歌山県立図書館蔵）



○18 世紀

図 2-5 は、享保 13 年(1728)に描かれた和歌山城及び城下町の絵図。城の南西側に三角形の空地と馬場が描かれている。図 2-4 と異なる点は、砂の丸(南)石垣の下に小屋状の建物が描かれているところである。この小屋の正体は不明であるが、『紀伊国名所図会』の扇の芝に見られる小屋状の建物(本計画書の表紙参照)と同様のものと考えられる。

図 2-5 「紀州侍屋敷図」(部分、1728 年、和歌山市立博物館蔵)



図 2-6 は、近世後期の地図製作者・森幸安が宝暦 6 年(1756)に作成した和歌山城下町及びその周辺の絵図。本図は、城下町の南に位置する和歌浦地区も含めて広域に描がれているのが大きな特徴である。和歌浦には徳川家康を祀る紀州東照宮やその別当寺である雲蓋院が存在する等、紀州徳川家にとっては重要な空間であり、歴代藩主は参詣等で頻繁に訪れていた。

近世においては、この和歌浦と藩主が居住していた和歌山城の間を和歌道という街道が結んでおり、多くの人・物が往来していた。この和歌道を通行すると扇の芝の近くを通る事から、扇の芝が和歌山城周辺へのアクセスの中で何らかの意味合いを持っていた可能性も考えられる。しかし、和歌道と扇の芝との関係性についてはまだ不明な点も多いため、今後の研究課題としたい。

図 2-6 「日本輿地図 南海道部 紀州和歌山和歌浦之図」(1756 年、国立公文書館蔵)



図2-7 「紀都会一覧」(部分、1778~1789年、和歌山県立図書館蔵)

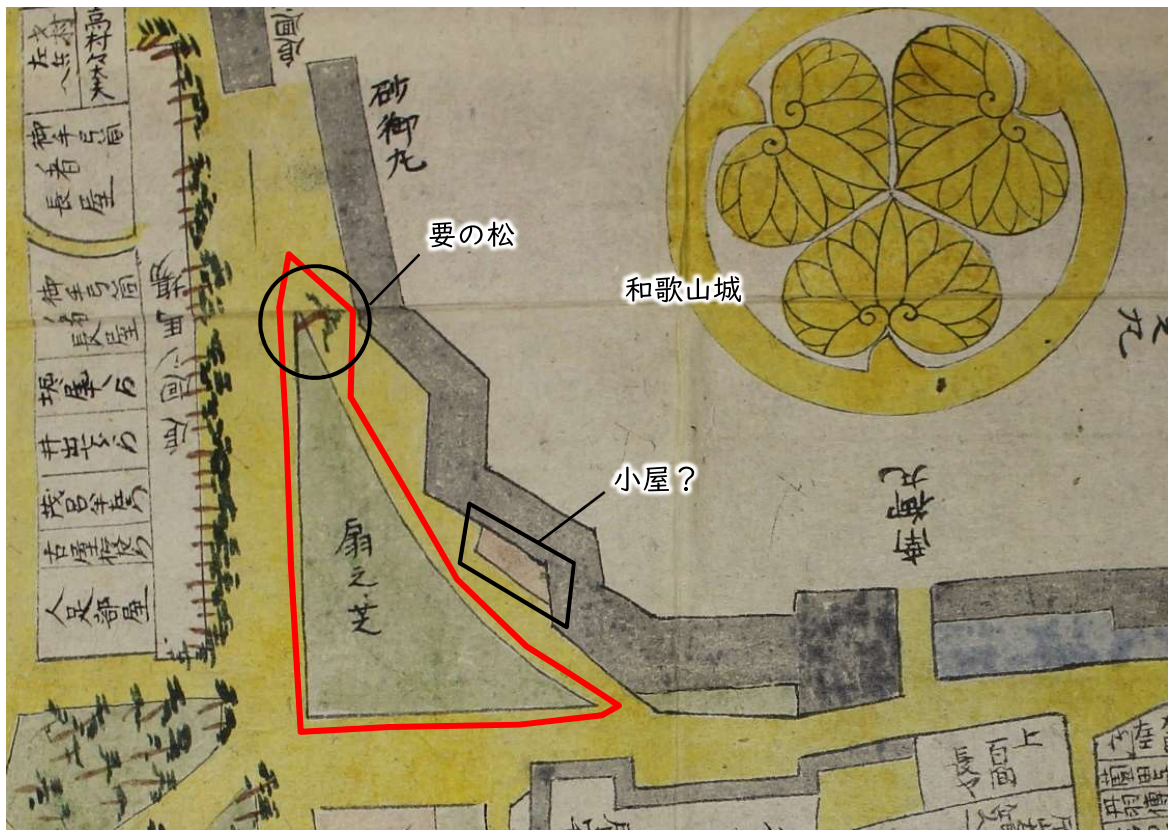


図2-7は、安永7年(1778)~寛政元年(1789)に描かれた和歌山城及び城下町の絵図。城の西南に三角形形状の空地が描かれており、「扇之芝」の文字が見られる。図2-4・図2-5描かれていた扇の芝と比べると、北側に要の松が描かれている点が大きく異なっており、要の松は追廻門方面から伸びる道が和歌浦方面(南)と広瀬方面(東)に分かれる分岐点というシンボリック的存在であった事を示している。一方で、図2-5で見られた砂の丸(南)石垣下の小屋状の建物は本図では見られないが、石垣下に付いているピンク色の区画(黒枠内)が小屋を表現しているものと思われる。

○19世紀

図2-8は文政13年(1830)に描かれた和歌山城及び城下町の絵図。扇の芝の形が図2-7と比較すると縦長になる等、かなりデフォルメされているが、北端の要の松や小屋、腰掛が確認できる事から『紀伊国名所図会』にみられる追廻門周辺風景(本計画表紙及び図2-7参照)と一致する。

なお、これまでの絵図で見られなかった追廻門脇の腰掛については、江戸時代後期に新たに設置された可能性が指摘されている【新谷2019】。腰掛とは武士が登城する際に連れてきた供の者が、待機場所として使う建物の事を指す。『紀伊国名所図会』にも追廻門前に供の者とおぼしき人達が座っている建物が描かれており、図2-8の追廻門前の建物の表記と位置的に一致する事から腰掛と考えられる。

図 2-8 「若山城下図」(部分、1830 年、和歌山市立博物館蔵)

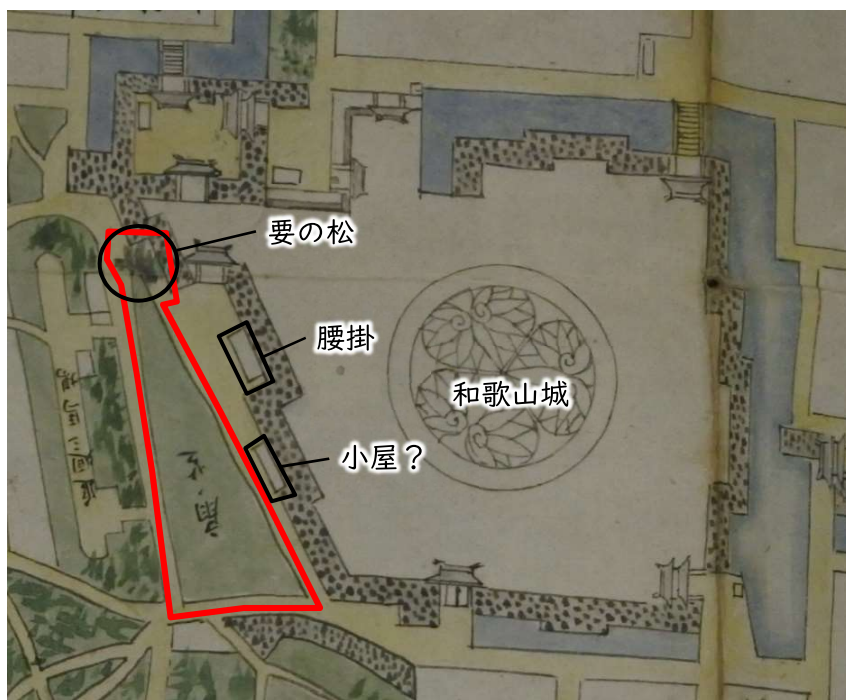


図 2-9 『紀伊国名所図会』「追廻し口邊往來の図」(『紀伊国名所図会 後編』、国立国会デジタルコレクションより引用)

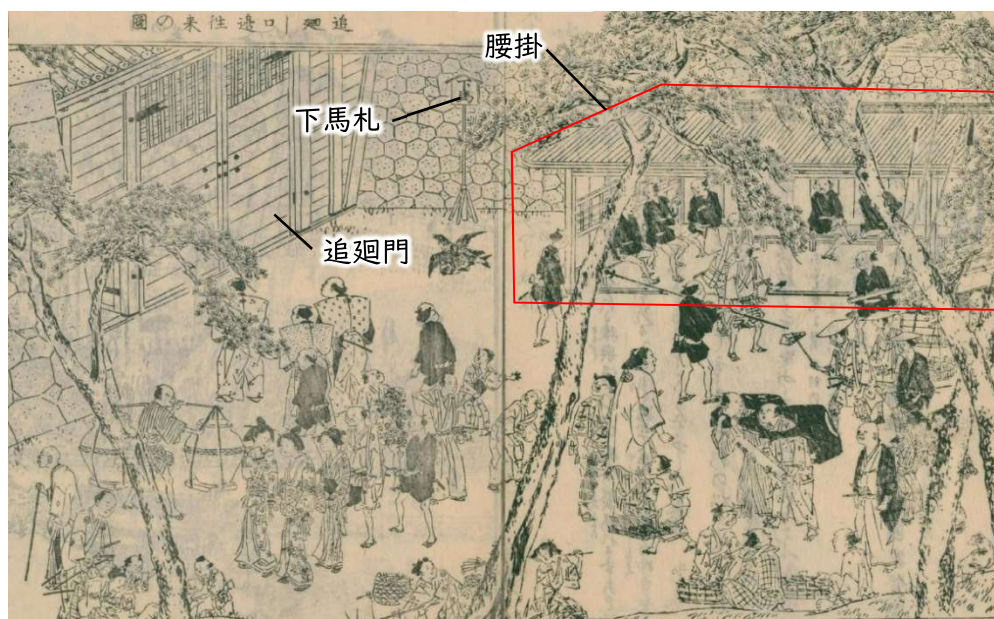


図 2-10 は、文久 3 年 (1863) に描かれた和歌山城及び城下町の絵図。近世末期における扇の芝の様子が確認できる。これまでの絵図と比較すると単純な三角形ではなく、扇に近い形として表現されている。

図 2-8 と同じく要の松や腰掛、小屋の描写も見られ、『紀伊国名所図会』(本計画書表紙参照) に描かれていた風景と一致する。一方、これまでの絵図と異なる点としては、追廻門前に下馬札が描かれている事が挙げられる。下馬札は馬に乗った者が馬から降りる場所を示す標識であり、図 2-9 にも描かれている。和歌山城に向かう武士で馬に乗

った者はこの看板を境に馬から降りて徒歩で入城する事を義務付けられていた。

本図は近世の和歌山城及び城下町を描いた絵図の中では、最末期のものに当たり、おそらくこの絵図に描かれている状態のままで近代へ推移したものと考えられる。

図 2-10 「和歌山屋敷絵図」(部分、1863 年、和歌山市立博物館蔵)



4) 扇の芝の範囲

前項で確認した近世の扇の芝の内、現在残っている範囲（史跡追加指定を進めてきた範囲）はその一部であると思われる。扇の芝を整備するにあたっては、本来の扇の芝の範囲を推定し、解説サイン等でその推定範囲を来訪者に示す必要がある。

近世から近代初期にかけて作成された絵図資料は、「実測」と銘打っていても現在地図と比較するとかなりのズレを生じることが多い。そのため、開発により扇の芝の範囲が大きく変化していない時期のもので、近代測量技術を用いて作成された地図資料をまず確認する。

和歌山城周辺を描写する近代実測図の内、最初期に作成された地図として参謀本部陸軍部測量局により編成された「仮製二万分一地形図」（以後「仮製地形図」と略称）が挙げられる。和歌山県域の仮製地形図は明治 19 年（1887）に一斉に測図されている（製版は明治 25 年）。

図 2-11 にみられるように仮製地形図に描写された扇の芝は、地図の縮尺の関係でかなり大まかな形状となるが、前項で確認した近世絵図資料の扇の芝と同様に三角形形状であったことが確認できる。

図 2-11 仮製二万分一地形図「和歌山」（明治 19 年測図、明治 25 年製版）



しかし、現在の扇の芝の範囲と比較（図 2-12）すると、特に南側に大きなズレがあることが確認できる。

図 2-12 現在の地図と仮製地形図の比較

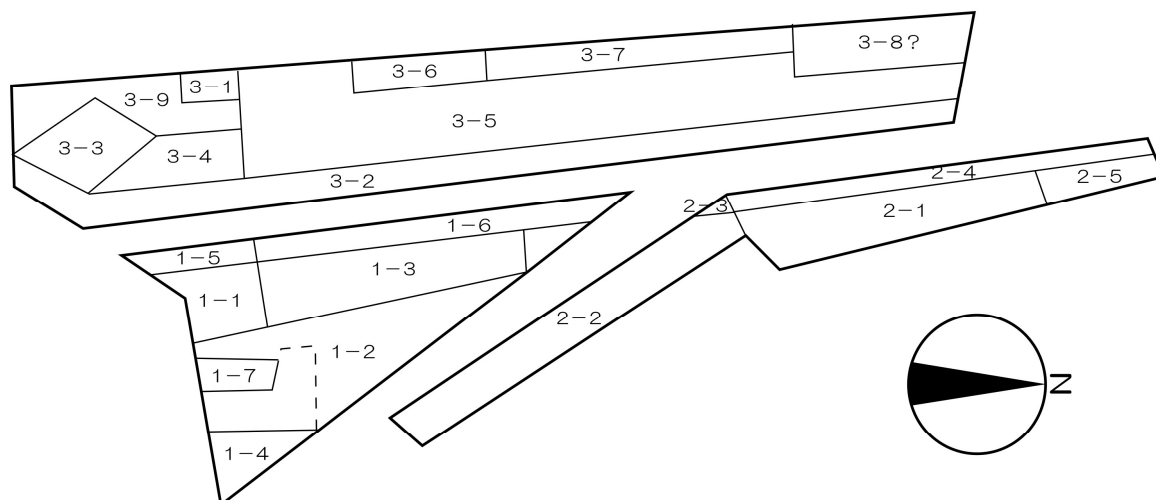


このズレについて、土地所有の基本資料である土地台帳付属地図（以後、地籍図と呼称）を用いてさらに検討する。

扇の芝は「雑賀屋東ノ丁」に含まれる場所であり、現在確認できる当該地の地籍図は、和歌山地方法務局が所蔵する旧公図と和歌山市立博物館が所蔵する地籍図の 2 つが現存している。この 2 つの地籍図の記載情報を基に扇の芝とその周辺をみると、道路（和歌道）に沿った区画（図 2-13）である 1 番地の[1-5]・[1-6]、2 番地の[2-3]・[2-4]などに「道路」と追記されている。和歌山地方法務局が所蔵する土地台帳を確認すると、同地は個人所有であったが、明治 40 年に分筆して「和歌山水力電気株式会社」が所有者となり、大正 11 年（1922）に「内務省」が有する官有地になっっている。

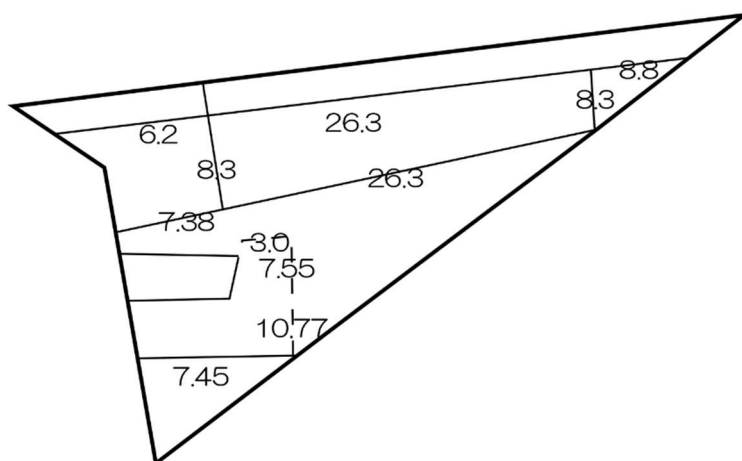
このことからこれらの区画は、明治 42 年に和歌山水力電気株式会社が開業させる和歌山市街電車（和歌山市電）の敷設（明治 42 年 1 月 和歌山県庁（西汀丁）～和歌浦口を開業）のために入手し、路線敷地として地目変更が実施された部分と思われる。その後、大正 11 年に内務省が所有者となったのは、同年頃から隣接する町の土地台帳にみられる「上水道濾過地」などの記載から、上水道の整備のためであったと思われる。

図 2-13 「和歌山市街地籍図 湊南 第六号 雑賀屋東ノ丁」南側トレース図（図の上方が西、番号は〔番地―枝番〕）



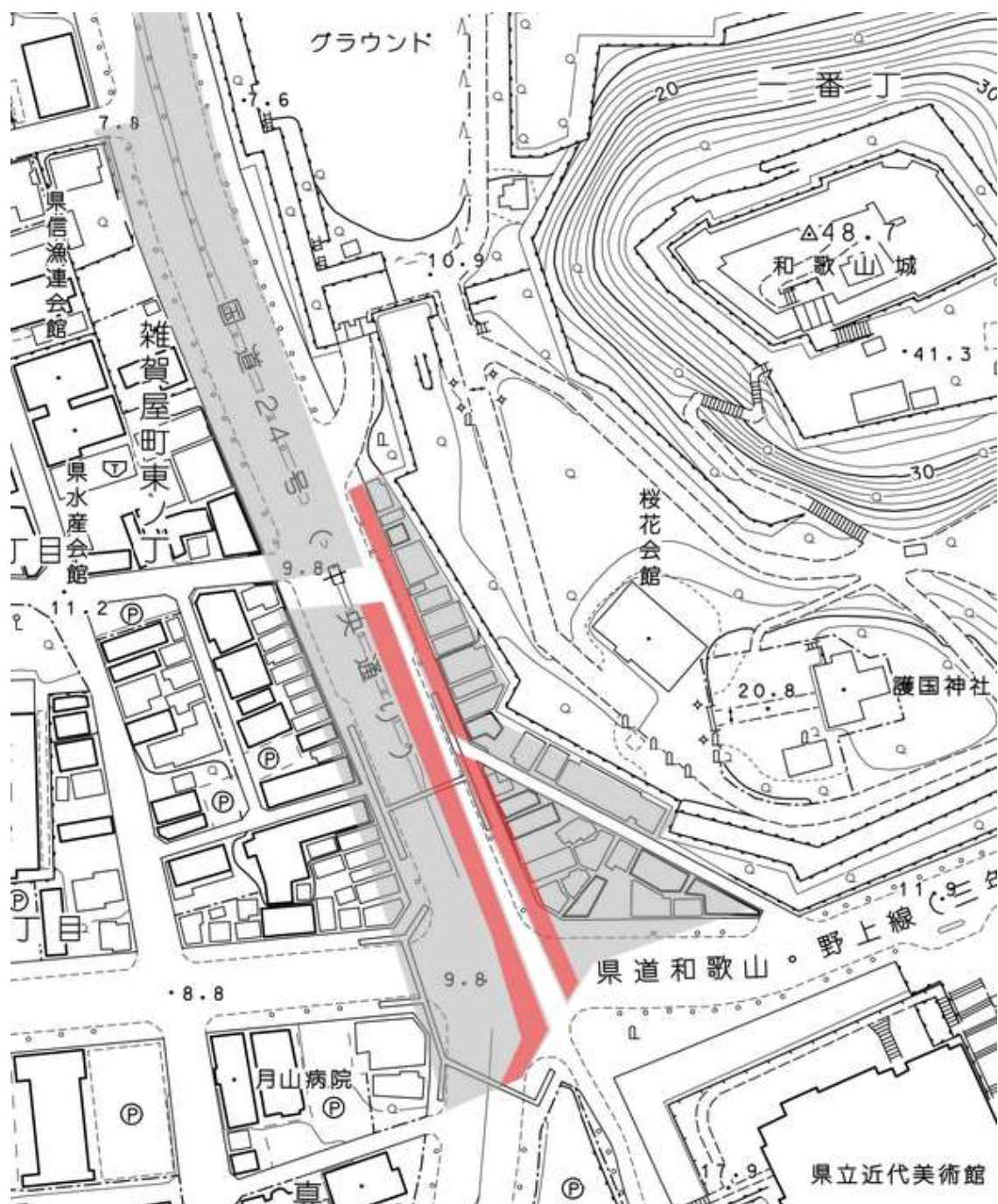
また和歌山市立博物館所蔵の地籍図には、描写された区画の一部に距離が間数で記載されているものが多い。扇の芝を含んだ「雑賀屋東ノ丁」の地籍図にも間数の記述がみられ、特に中心部の長形状区画の四辺の距離と南北の区画線の総距離が読み取れる（図 2-14）。

図 2-14 和歌山市立博物館所蔵の地籍図に記載された区画の間数



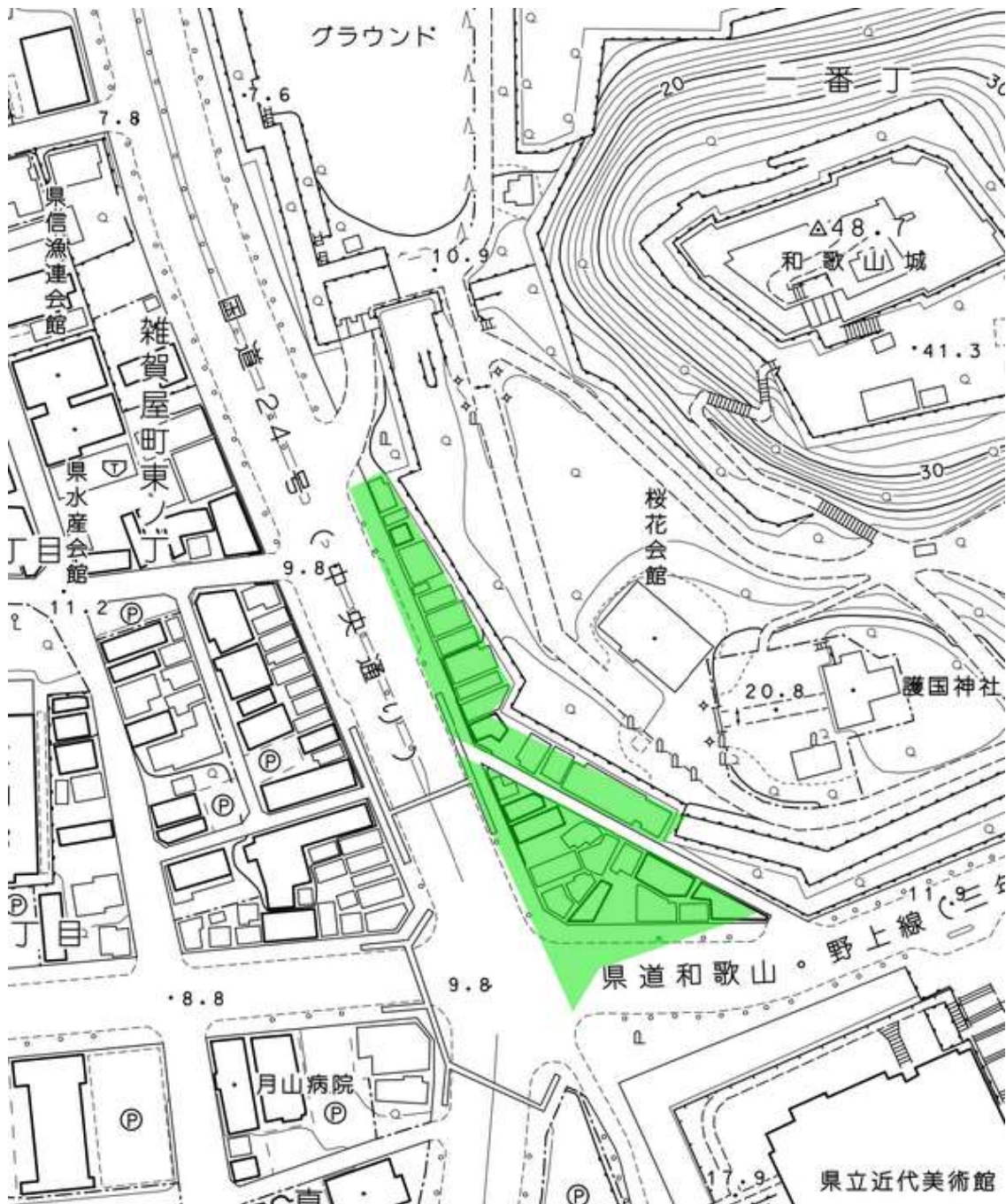
この記載された数値を基に図を補正して扇の芝の範囲を現在地に比定すると、仮製地形図と近似した南側に長い形状の範囲となる（図 2-15）。ただし、上述のように和歌山市電の路線敷地となった部分（図 2-15 の赤色部分）が西側にあるため、仮製地形図でみた範囲よりも少し西側の部分も扇の芝の範囲に含まれていたと推定できる。

図 2-15 現在の地図と地籍図の比較



以上のことから、推定される明治初期時点での扇の芝は図 2-16 のような範囲となる。

図 2-16 明治初期時点での扇の芝の推定範囲



5) 江戸時代後期～幕末の扇の芝と現況との比定図

ここまでの検討を踏まえて、城下町絵図や『紀伊国名所図会』に描かれた江戸時代後期～幕末の扇の芝及びその周辺と現況を比定すると、おおよそ図2-17のように整理できる。但し扇の芝の範囲については、前項で述べたとおり、明治初期時点での推定範囲である。

図2-17 現況との比定図（推定）



※灰色に配色した範囲は、概ね扇の芝及び追廻馬場にあたる雑賀屋町東ノ丁1番地・2番地・3番地・4番地である。

6) 明治以降の扇の芝

和歌山城は明治4年(1871)、兵部省(のち陸軍省)の管轄下に置かれた。明治6年に全国の城郭が「存城」と「廃城」に分けられ、「存城」となった城は引き続き陸軍省の管理となった。和歌山城は「存城」とされたが、外郭の丸の内(通称、三の丸)は保存すべき範囲に含まれず、門の破却、土手地・屋敷地の売却等が進められた。扇の芝もこれ以後徐々に開発が進んだと推定されるが、その過程の詳細は不明である。

和歌山地方法務局本局所蔵の旧土地台帳を見ると、明治32年に扇の芝の一部で畑地から市街宅地への地目変換が行われたことが記されており、少なくとも明治32年時点で一部が民有地となっていたことがわかる。明治36年以降には、その他の土地でも市街宅地への地目変換が行われている。南北に通る道路(現・国道24号、42号)に接する土地は市電開通に伴って明治40年に和歌山水力電気株式会社の所有となり、大正期には内務省に所有権が移転されて道路敷地となった。明治32年以前の扇の芝の所有者は不明であるが、おそらく官有地であったと思われる。

次に地図や古写真から近代以降の扇の芝の様子を確認する。明治32年6月19日付けで、和歌山県知事が内務大臣・陸軍大臣宛てに提出した城地公園化のための和歌山城借用に関する申請書には、和歌山城内郭の周囲も含めた地図が添付されており、扇の芝周辺も記載されている。この地図では扇の芝の三角地は芝地のように描かれており、石垣沿いは路傍官有地を示す朱色で彩色されている(図2-18)。絵葉書の消印から明治39年以前に撮影した写真を見ると、扇の芝の付近には建物が1軒確認できるのみである(図2-19、【和歌山市立博物館編2013】)。しかし明治42年撮影と考えられる写真を見ると、建物が建ち並ぶ様子が確認できる(図2-20、【和歌山市立博物館編2013】)。同年1月には、県庁前(現・西汀丁)―和歌浦間の市電が開通しており、前述のように扇の芝の一部は市電の敷地となっている。この市電開通に前後して扇の芝の市街地化が進んだものと思われる。和歌山城内郭を西上空から東に向かって昭和4年(1929)に撮影した写真からは、扇の芝の三角地及び石垣沿いに建物が隙間なく建っていることがわかる(図2-21)。

近代の扇の芝にどのような建物が建ち並んでいたのか、詳細は不明である。明治42年に現・和歌山市今福周辺へと歩兵第六十一連隊が移転することとなり、三年坂を行進する隊列を市民が歓迎する様子を撮影した写真には、扇の芝の南部に「旅館」の看板が写っている(図2-22)。昭和11年の市街図では、三角地に「細川商会」「中川自転車店」、追廻門を出て南側の石垣沿いに「扇ノ芝タクシー」「ツジヤ商会」「扇水軒写真館」の注記がある(図2-23)。昭和24年頃の測量図では、三角地北端に「紀伊商事」の記載がみられる(図2-24)。以上のように、商業店舗等が建ち並ぶ景観が明治末期以降継続していたようである。

その後、戦後から現在に至るまでの都市計画のなかで道路の拡幅等がなされ、扇の芝及びその周辺は現在の景観となった。第2章第1節4)の検証から明らかなように、三角地部分の西面・南面は近代以降一部が削り取られているため、現状は江戸時代の扇の形よりも小さくなっており、形状も変化している。

図2-18 明治32年頃の和歌山城内郭及び周囲の地図（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C04013666600、「壹大日記 明治33年1月」防衛省防衛研究所蔵）

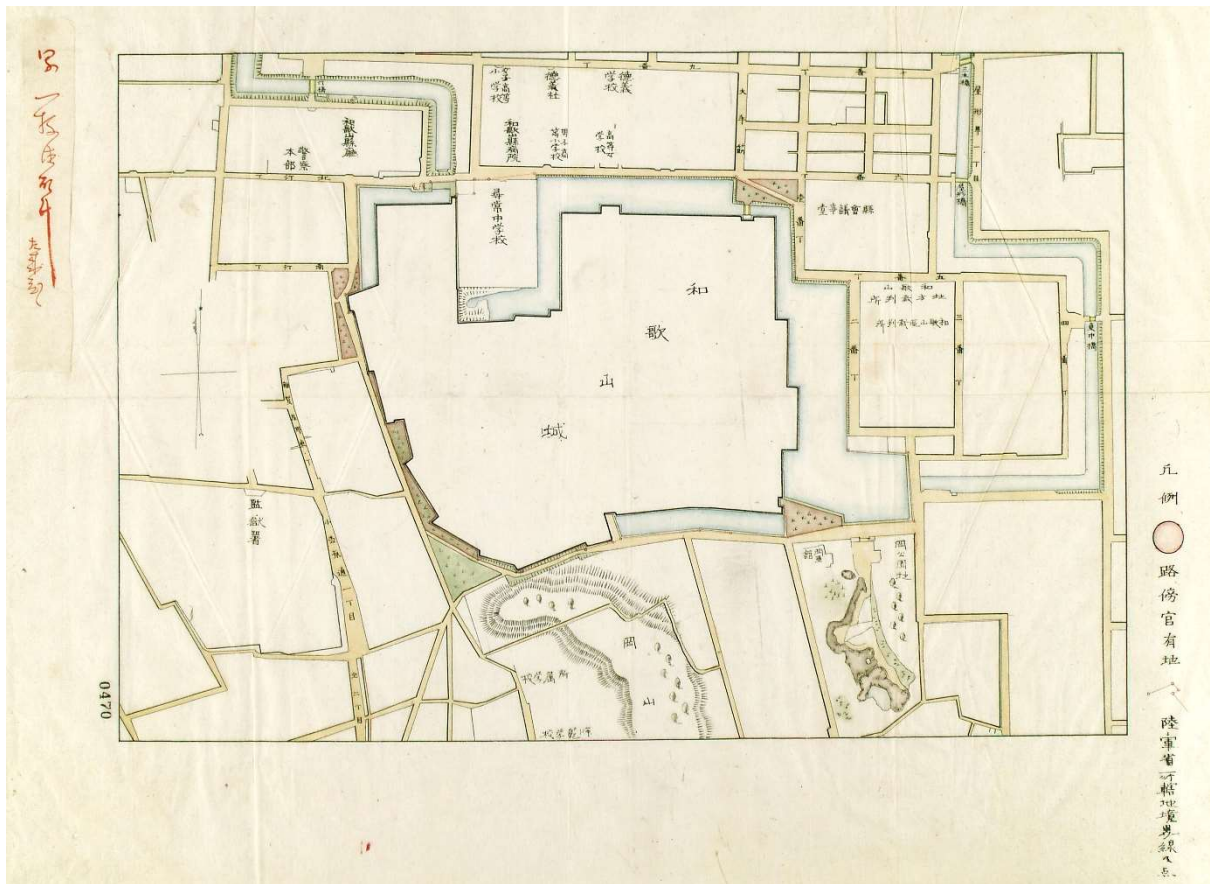


図2-19 明治39年以前に真砂丁付近から北向きに撮影した写真（和歌山市立博物館蔵）

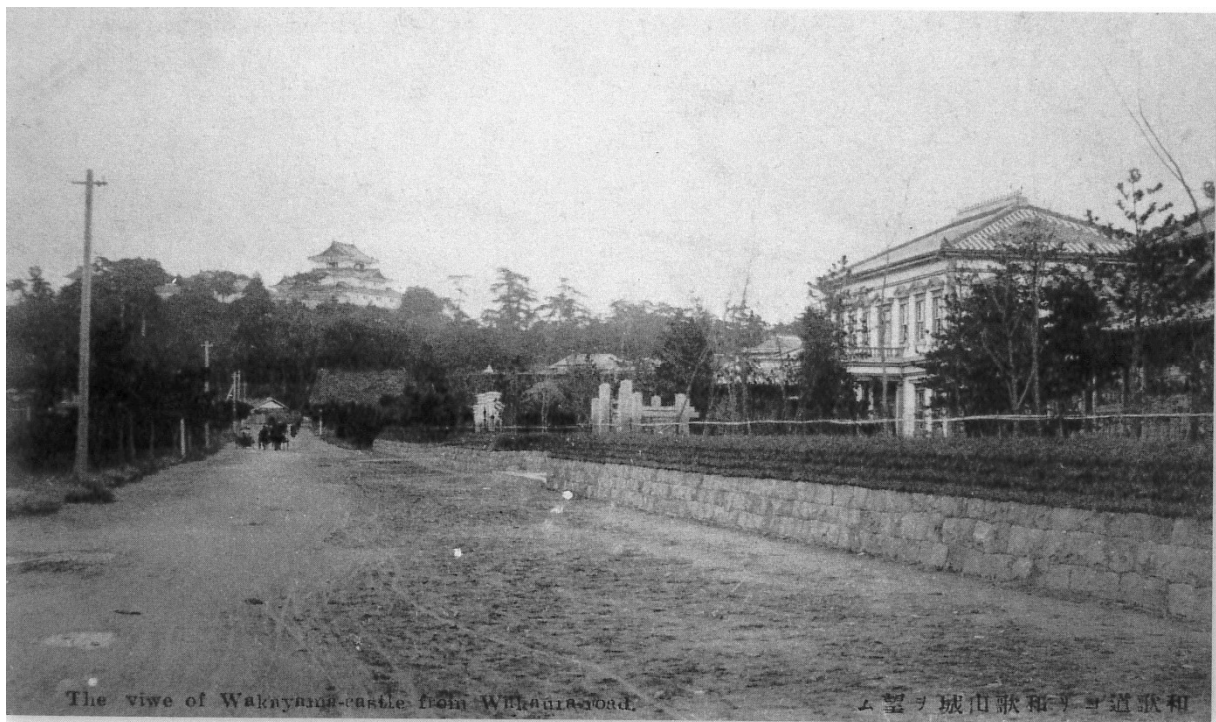


図2-20 図2-19とほぼ同じアングルで明治42年に撮影したと考えられる写真（和歌山市立博物館蔵）



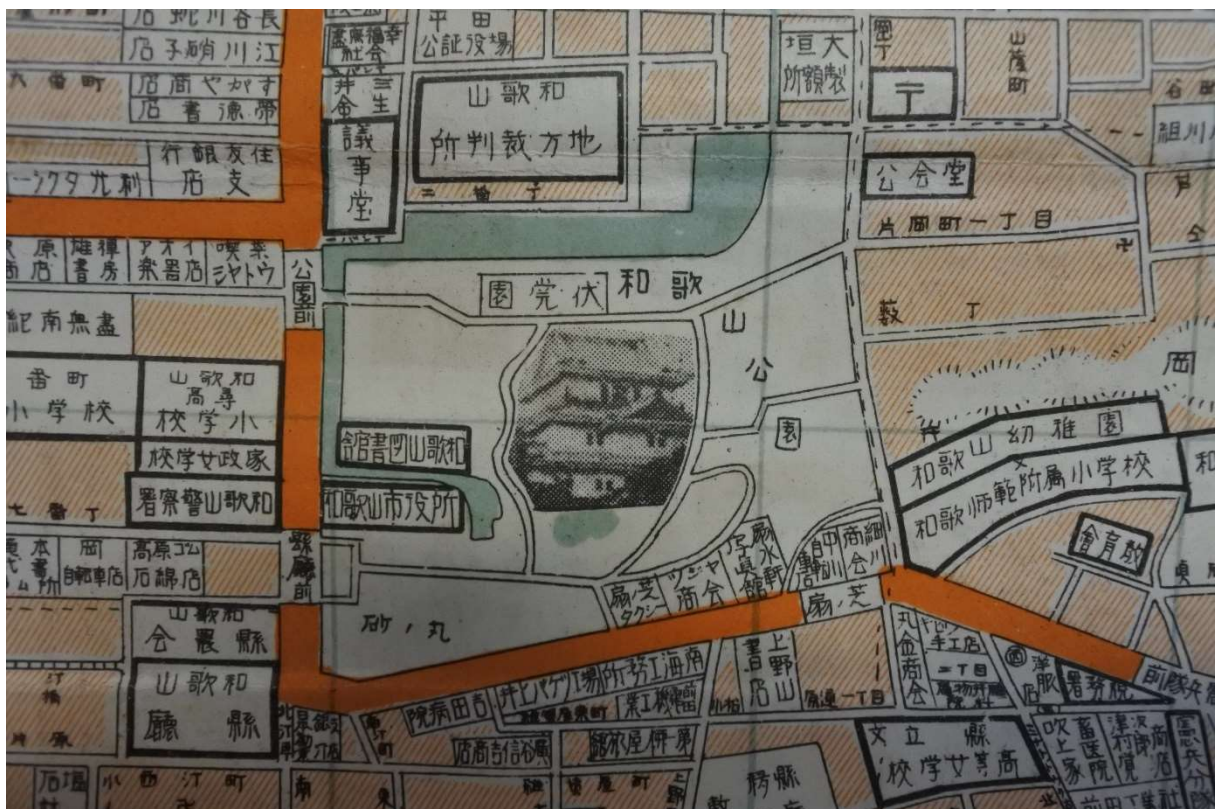
図2-21 昭和4年撮影の航空写真（【和歌山市立博物館編2010】より引用）



図 2-22 三年坂を行進する歩兵第六十一連隊（明治 42 年、和歌山市立博物館蔵）



図 2-23 「大日本職業別明細図（和歌山市）」（昭和 11 年、和歌山市立博物館蔵）



前項で記述した経緯から明らかなように、扇の芝の芝地景観は廃藩後も明治 30 年代前半頃まで維持されたと思われるが、明治末期の市電開通前後に急速に市街地化が進み、現在に至っている。商業店舗等が建ち並んだことで、『紀伊国名所図会』で和歌山の名所の 1 つとして紹介された扇の芝の往時の様子は現在では偲ぶことができず、背後の石垣が見えづらくなるなど城郭らしい景観が阻害されている。

保存管理計画の策定を受けて平成６年度に策定した『史跡和歌山城整備計画』では、当時史跡指定範囲外であった扇の芝も計画対象範囲とした。乱雑な看板・建物景観が城景観と不調和となっており、「将来的には扇の芝一帯の環境整備を考慮する必要がある」(53 頁)と述べている。但し同計画では、扇の芝整備は残された長期的課題として位置付けられ、「将来的には扇の芝の復元を図り、石垣をみせることで城の縄張を明確にする」(142 頁)とうたわれるにとどまった。

35

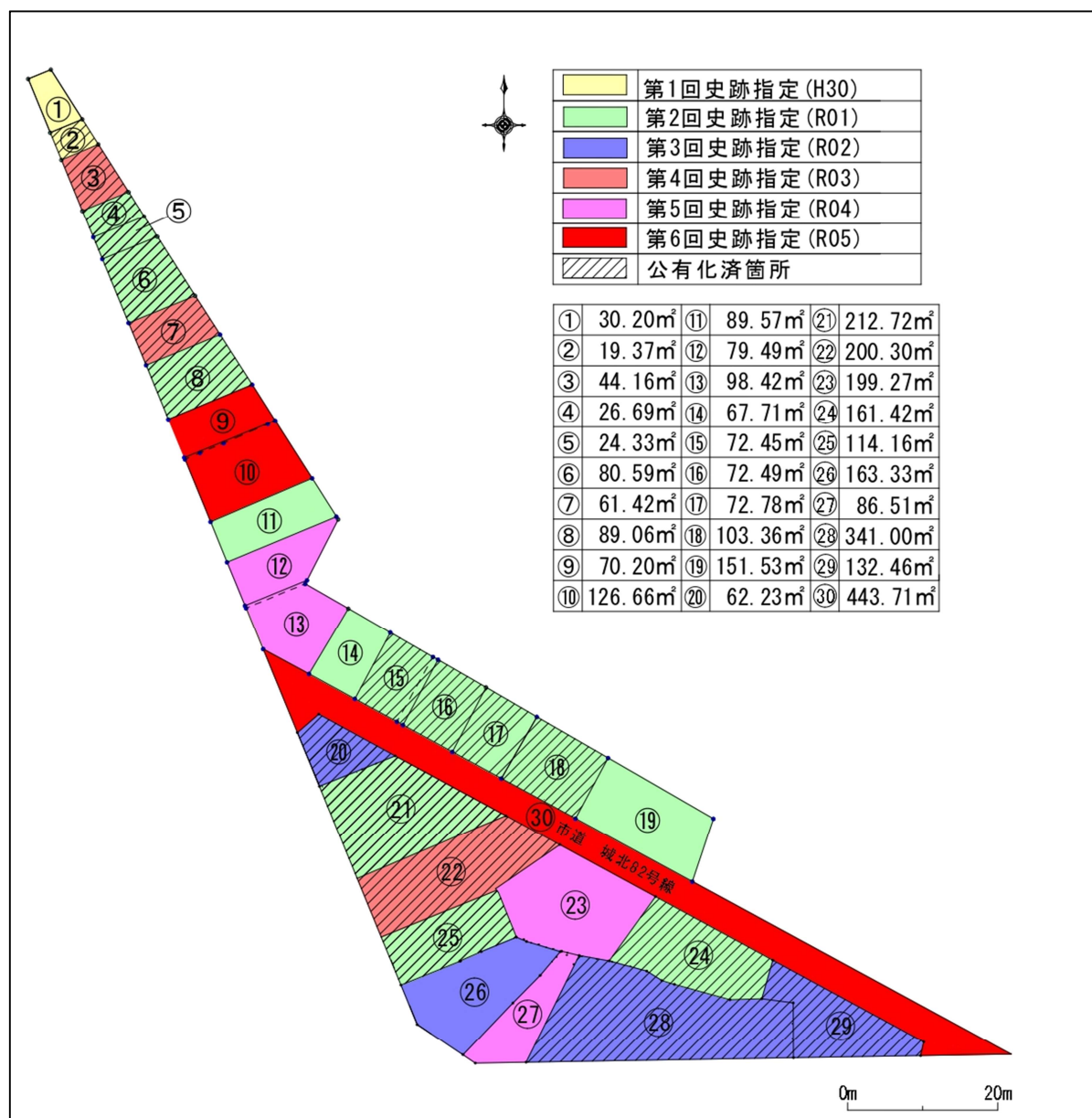
改訂版整備計画では、前計画同様に扇の芝を計画策定の対象範囲とし、将来史跡整備することを視野に入れて歴史的環境保全ゾーン（遺構の保全・復元・修築等の整備を主とし、歴史的環境を形成する核としての整備を図るゾーン）を扇の芝にまで拡張した。そして、縄張明確化の一環として扇の芝整備を位置付け、「国史跡への追加指定を視野に入れ、かつての芝地景観の整備を目指す」（60 頁）とした。

改訂版整備計画では、事業推進にあたっては住民との合意形成が不可欠であり、「一定のスピード感を持ちつつも、決してあせらず、粘り強く交渉にあたるのが望ましい」（74 頁）としており、扇の芝の史跡追加指定や景観整備については長期計画（令和 19 年度～令和 28 年度）に位置付けていた。しかし、地域住民の方々のご理解・ご協力もあり、史跡追加指定及び公有化を当初の想定以上に早期に進めることができた。史跡追加指定の経過及び公有化状況は以下の表 2－1・図 2－25 のとおりである。

表 2－1 扇の芝 史跡和歌山城への追加指定の経過

指定日 告示	所在地 地域	面積	図 2－16 での 位置
昭和 6 年 3 月 30 日 文部省告示第 116 号	和歌山市一番丁 3 番	207,474 m ²	
平成 30 年 10 月 15 日 文部科学省告示第 195 号	和歌山市雑賀屋町東ノ丁 65 番、66 番	49.57 m ²	①②
令和元年 10 月 16 日 文部科学省告示第 83 号	和歌山市雑賀屋町東ノ丁 68 番 1 のうち実測 220.67 m ² 、 68 番 3 のうち実測 89.57 m ² 、 69 番のうち実測 131.98 m ² 、 70 番、71 番のうち実測 488.30 m ²	1,338.78 m ²	④⑤⑥⑧⑪⑭ ⑮⑯⑰⑱⑲⑳ ㉔㉕
令和 2 年 10 月 6 日 文部科学省告示第 131 号	和歌山市雑賀屋町東ノ丁 71 番のうち実測 699.02 m ² 、	699.02 m ²	㉔㉕㉖㉗㉘
令和 3 年 10 月 11 日 文部科学省告示第 169 号	和歌山市雑賀屋町東ノ丁 67 番、68 番 1、71 番のうち 実測 200.30 m ²	305.87 m ²	③⑦㉔
令和 4 年 11 月 10 日 文部科学省告示第 144 号	和歌山市雑賀屋町東ノ丁 68 番 3 のうち実測 82.60 m ² 、 69 番 1 のうち実測 95.31 m ² 、 71 番 3 のうち実測 285.78 m ²	463.69 m ²	⑫⑬㉔㉕
令和 5 年 9 月 28 日 文部科学省告示第 113 号	和歌山市雑賀屋町東ノ丁 68 番 2、68 番 3 のうち実測 124.35 m ² 、74 番	638.84 m ²	⑨⑩㉔
令和 5 年 9 月 28 日現在の史跡指定面積		210,969.77 m ²	

図 2-25 扇の芝の史跡追加指定及び公有化の状況



※面積は実測面積。史跡指定にあたっては一部公簿面積で指定。

3. 周辺環境の整理

1) 和歌山市の気候

和歌山市の気候はおだやかで雨量も少なく、四季を通じて温暖な気候に恵まれた瀬戸内海式に属している。令和4年(2022)の平均気温は17.3℃であり、月ごとの平均気温では8月が29.2℃と最も高く、2月が5.4℃と最も低い。

日照時間は2260.4時間、降水量は1006.5mmで、月別では9月が243.5mmと最も多い。平均湿度は69.0%である。

(和歌山市 HP「気温・湿度・降水量及び日照時間」、令和5年5月16日閲覧)

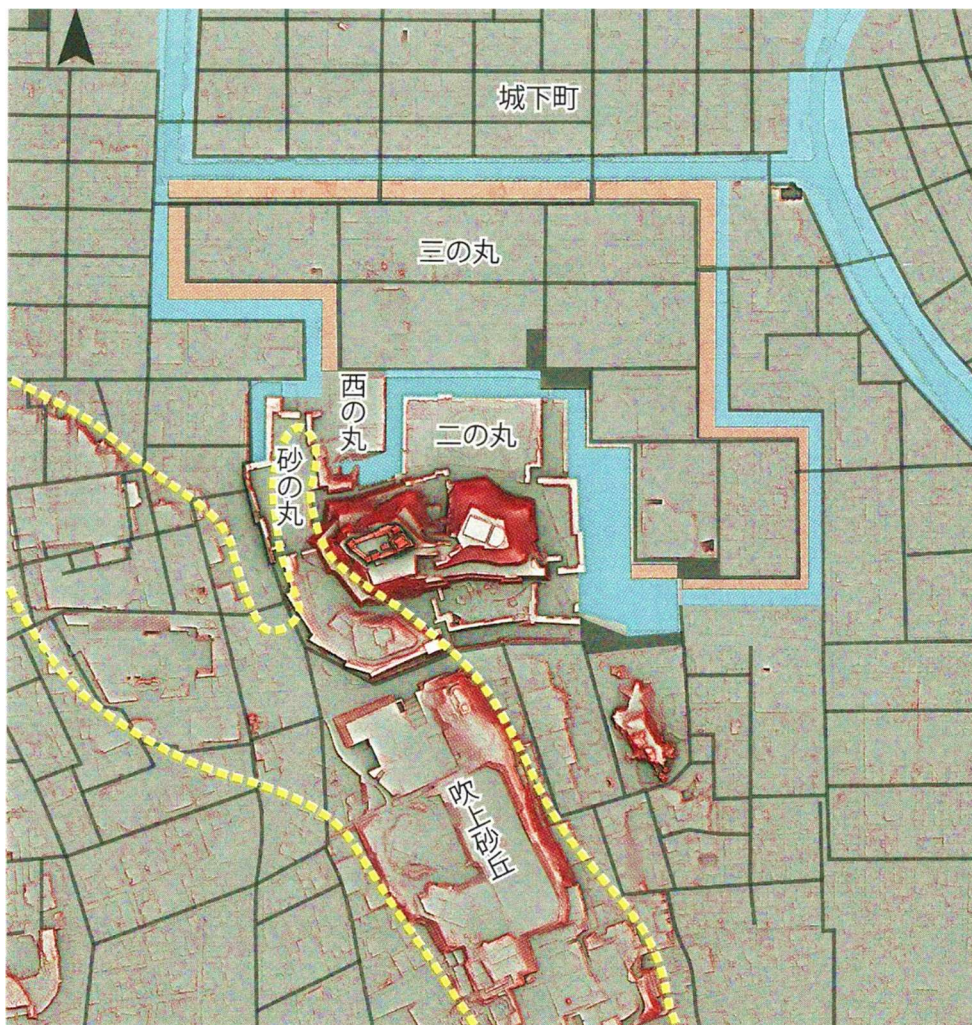
2) 和歌山城及び扇の芝の地形

和歌山城は、主に紀ノ川が形成した沖積平野の西縁部に位置する独立丘陵を中心に築城された。その独立丘陵は岡山（虎伏山）と呼ばれており、岡山を構成する岩石は主に点紋塩基性片岩である。

岡山の西側には北から南東方向に伸びる吹上砂丘があり、扇の芝はこの吹上砂丘に位置する。吹上砂丘は縄文時代晩期末頃までに少なくとも標高約 9.0m まで成長しており（【和歌山市教育委員会 2016】）、15 世紀前半頃からさらに発達したことが発掘調査で確認されている。この 15 世紀前半以降の吹上砂丘発達の影響により和歌山城周辺の地形は大きく変化したと考えられており、それまでの岡山の周囲の低地部が吹上砂丘由来の飛砂により埋没して微高地が形成された。和歌山城の外郭にあたる丸の内（通称、三の丸）の整備が進む浅野期（1600～1619 年）には、和歌山城周辺でも安定した微高地が発達したようである。このような地形環境の変化が、豊臣・桑山期（1585～1600 年）、浅野期、徳川期（1619 年～）それぞれの城と城下町整備のあり方に影響を与えた（【大木 2022】）。

但し、第 2 章第 1 節で述べたように、近代以降扇の芝は大きく掘削されているため、江戸時代当時の地形を留めてはいない。

図 2-26 和歌山城周辺の地形（【大木 2022】より引用）

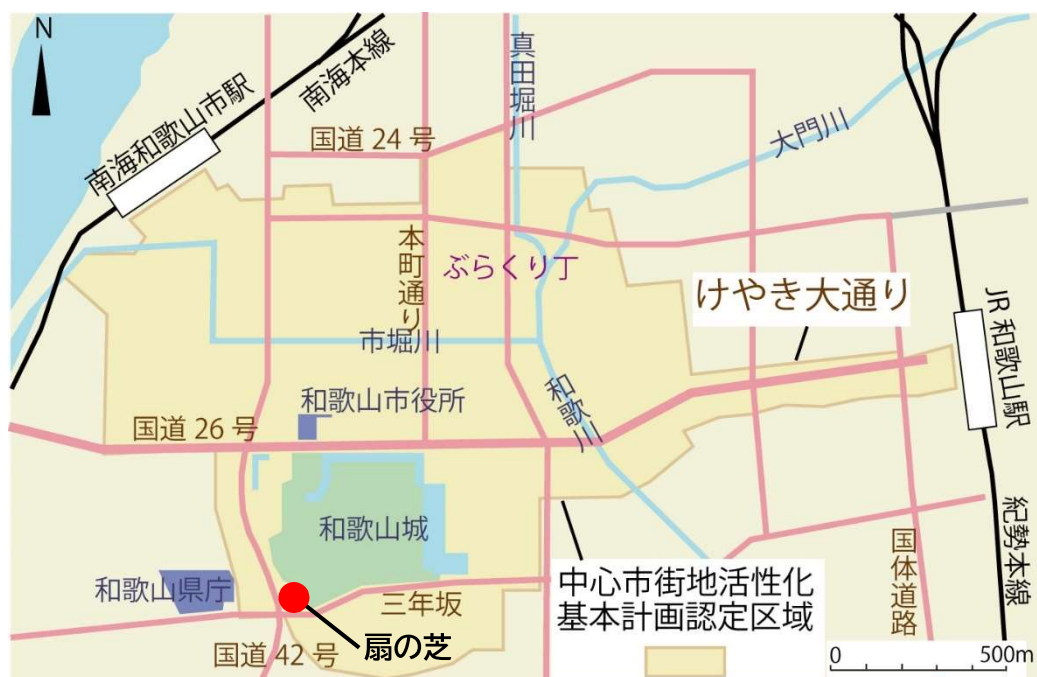


3) 道路・交通状況

扇の芝の西側には、和歌山市内の主要幹線道路の 1 つである国道 24 号が通り、扇の芝南西に位置する県庁前交差点以南は同じく主要幹線道路である国道 42 号となっている。また南側には三年坂通り（県庁前交差点以東は県道 138 号、以西は県道 16 号）が通っており、いずれの道路も比較的交通量が多い。

扇の芝北西の位置には和歌山バスの「県庁前」停留所があり、バスで南海和歌山市駅から城北橋経由で約 5 分、JR 和歌山駅から約 10 分と駅からのアクセスは容易である。

図2-27 周辺の道路・交通状況



4. 現状と課題

1) 土地の利用状況、2) 樹木・植栽、3) 電気設備・交通設備等、4) 石垣、5) 地下遺構、6) 動線の項目ごとに現状と課題を整理する。扇の芝の現状図は図2-34を参照。

1) 土地の利用状況

三角地及び石垣沿い



現状：建物の撤去が進み、更地となっている場所が増えている。ビル・民家が建ち、駐車場として利用されている場所もある。更地となっている場所の多くは建物の基礎や以前の舗装が残存しており、バリケードを設置して立入禁止としている。

課題：・城郭らしい景観形成を目指し、引き続き公有化に向けて協議を進める。

・建物の基礎や以前の舗装が残存している状況は史跡の景観としてふさわしくないため、可能な場所から順次整備を進める必要がある。

追廻門外

現状：城内へと続く園路は黒アスファルト舗装、途中から砂利道となっている。黒アスファルト部分にタクシー乗り場がある。園路両脇は緑地となっている。追廻門外で暗殺された田中善蔵の尽忠之碑等の記念碑、案内サインが設置されている。



- 課題：・扇の芝の整備に合わせて、城の景観を阻害している黒アスファルト舗装を見直す等、園路の再整備が必要である。
- ・石垣間際に設置されている石碑等、扇の芝の整備・公開に合わせて既存施設の配置を見直す必要がある。

2) 樹木・植栽

石垣上面及び城内、道路





現状：石垣の上面や城内（砂の丸（南）や虎伏山南西斜面等）には樹木が繁茂している。
 また歩道や中央分離帯にはケヤキが植樹されている。
 課題：・石垣等の遺構に悪影響を与えている樹木や天守閣や石垣を見えづらくしている
 樹木については、樹木管理計画に基づき剪定・伐採を進める必要がある。
 ・石垣等を見えづらくしている街路樹について、伐採の可否を検討する。

扇の芝東側石垣前面



現状：石垣の手前にイチヨウが植樹されている。
 課題：石垣を見えづらくしているため、剪定・伐採を検討する。

追廻門外



現状：石垣の手前に樹木が植樹されている。
 課題：石垣を見えづらくしているため、剪定・伐採を検討する。

3) 電気設備・交通設備等

扇の芝全体



現状：市道に沿って電柱が設置されており、電線が張られている。下水道やガス管等の地下埋設物がある。

大きな交差点沿いのため、道路標識や信号機等の交通設備が配置されている。また、国道 24 号・42 号、県道 16 号を横断するための歩道橋が設置されている。

課題：・城郭らしい景観を阻害している既存の電柱・電線を撤去し、無電柱化を進める。

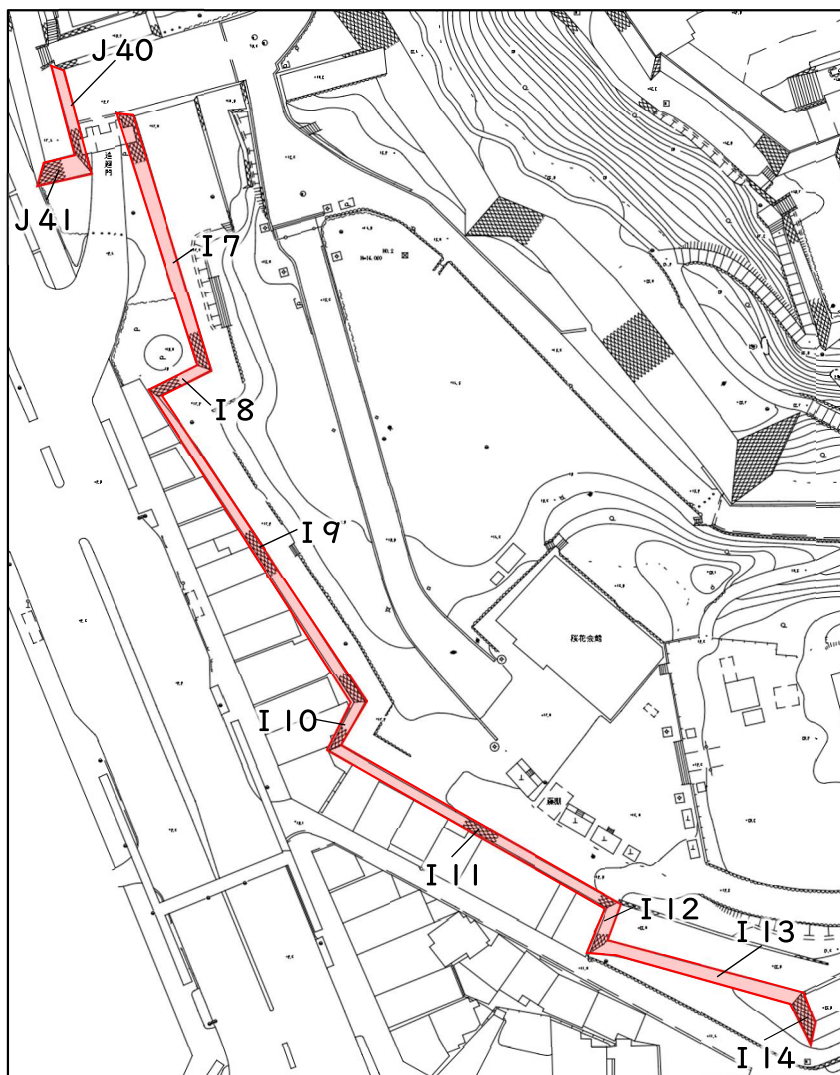
・地下埋設物の処置については、関係機関と協議を進める。

・扇の芝周辺の景観向上を目指し、景観に配慮した道路標識や歩道橋の今後のあり方について、関係機関と協議を進める。

4) 石垣

和歌山市では、平成 25 年度（2013）に『史跡和歌山城石垣基礎調査報告書』（通称、石垣カルテ）を作成しており、石垣面ごとに番号を付している。本計画の対象範囲内の石垣面は図 2-28 のとおりである。

図 2-28 本計画に関連する石垣



石垣 J40,41、I7,8,9,10

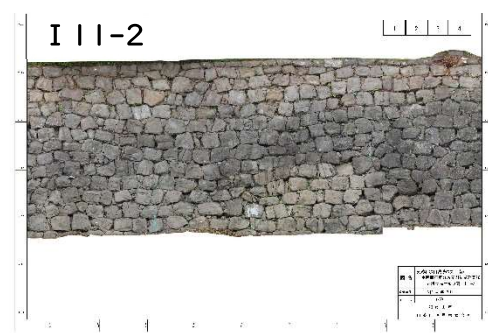


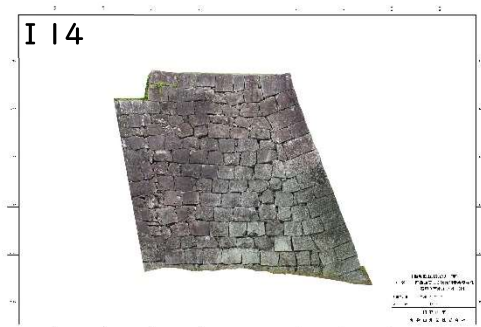
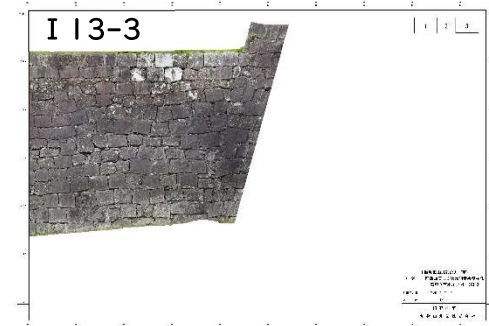
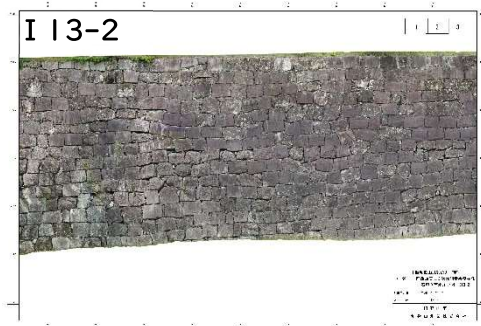
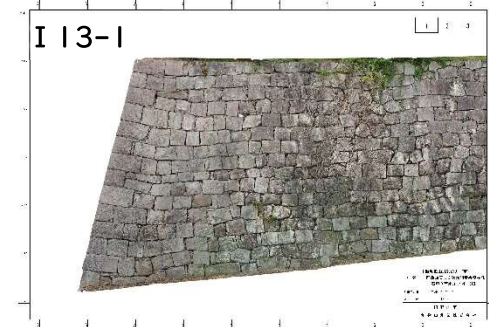
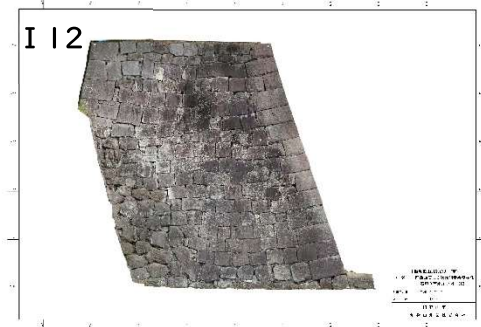
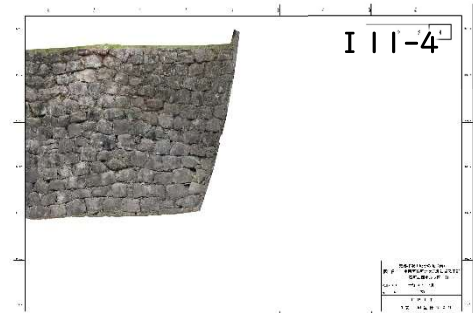
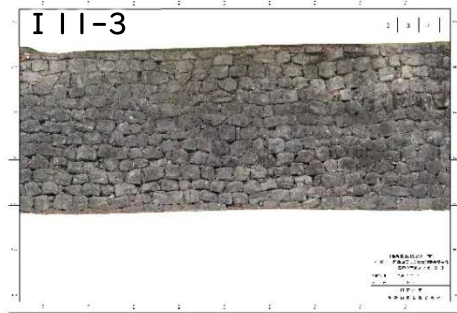


現状：間詰石の抜け落ちや築石の劣化がみられる。I 7 隅角部では、石材の開きがみられる。I 9・10 は石垣前面に建物が残っている箇所があるため、詳細に観察できない箇所がある。3次元測量は未実施である。

課題：I 9・10 前面の公有化・建物撤去が完了し次第、石垣の3次元測量を実施し、今後の修理方針を検討する必要がある。

石垣 I 11,12,13,14





石材前面が崩落
しつつある石材



現状：石垣Ⅱ2,Ⅱ3,Ⅱ4 は昭和 52～54 年度（1977～79）に解体修理工事を行っている。令和 4 年度に 3 次元測量を実施し、オルソ立面図・断面図・段彩図を作成した。測量の結果、一部を除き孕みはみられないが、間詰石欠落、石材の劣化・粉砕等が多数みられた。Ⅱ2 では、石垣基底付近で孕みや石材の出入り（石材面の不揃い）がみられた。

石垣Ⅱ2,Ⅱ3 上面には昭和 50 年代の修理工事の際に発見された文字刻印の入った石材、チキリ跡（石材がずれないように金具をはめ込んだ跡）の残る石材が 9 石置かれている。

石垣Ⅱ4 隅角部（出角）付近に、天狗が腰をかけたとの言い伝えがある天狗の腰かけ石がある。歩道からは樹木に遮られて見えない。

- 課題：
- ・解体修理を伴わない詰石や石材・石面補強等を主体とした修理工事が必要であり、実施設計を行う必要がある。
 - ・Ⅱ2 の孕み等に対し、適切な対処方法を検討する必要がある。
 - ・石垣の現況を踏まえ、扇の芝の整備・公開にあたって来訪者の安全対策を考える必要がある。
 - ・文字刻印入り石材、チキリ跡の残る石材は来訪者が見学できるように屋外展示を検討する。
 - ・天狗の腰かけ石について、来訪者が見学できるような措置を検討する。

5) 地下遺構

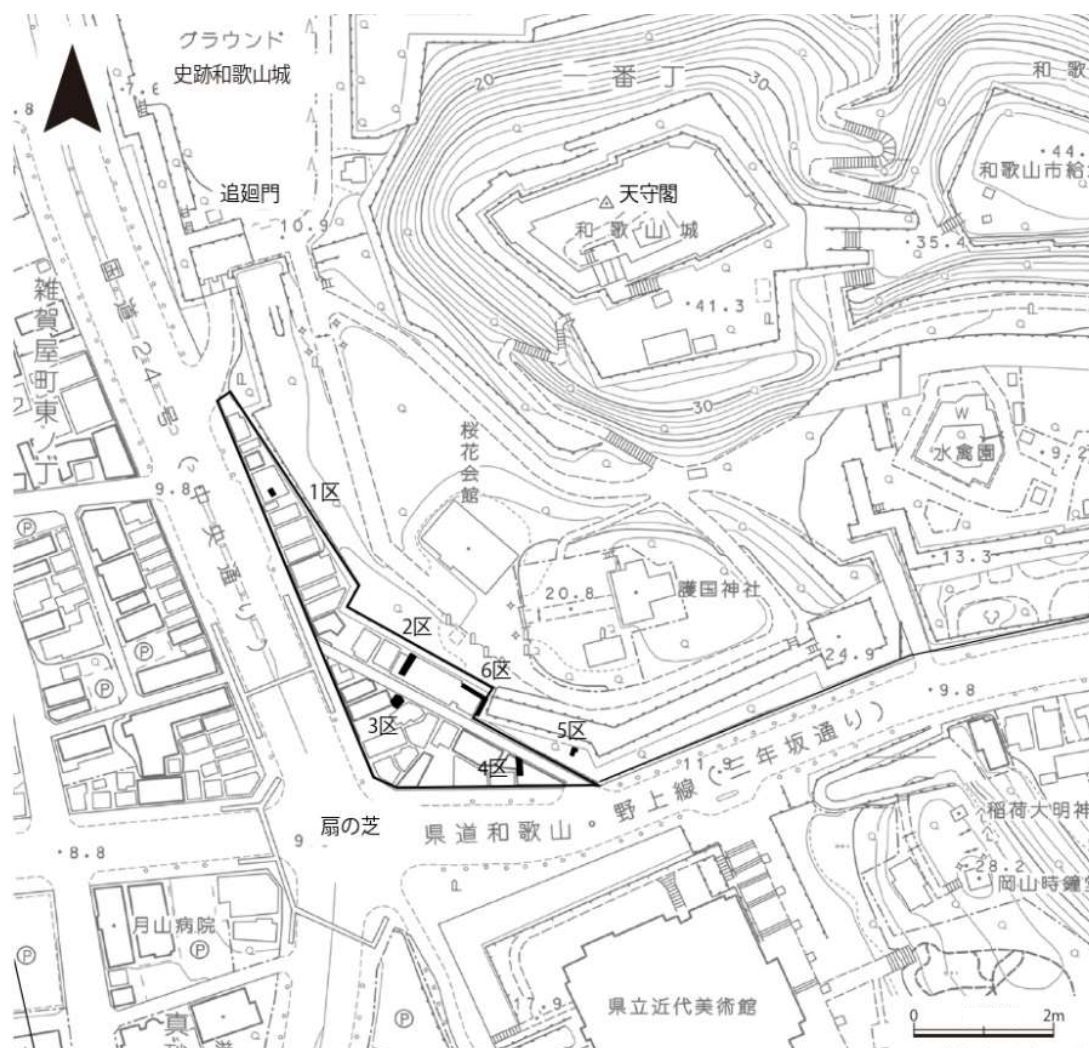
扇の芝ではこれまで発掘調査が行われたことはなかったが、今後整備を進めるにあたっての遺構の有無、遺構面の確認を行うため、令和4年度に史跡和歌山城第46次発掘調査を行った。以下に概要を記す。

○調査位置

整備の基準となる江戸時代の地層把握を行うため、現在建物が撤去されている箇所に調査区を設定した(図2-29)。3区・4区での調査の結果、三角地部分は近代以降に削平されていることが判明したため、周囲の地形より高く遺構面が残っている可能性が高い箇所に追加調査区5区を設けた。

また石垣II2の基底部付近が孕んでおり、同石垣の基底部の構造を確認する必要があると整備委員会で指摘を受け、追加調査区6区を設けた。6区では基礎石垣を検出し、その時期を把握するため調査区の拡張も行った。

図2-29 史跡和歌山城第46次発掘調査 調査区位置図



○基本層序

基本層序は現代整地層（但し 5 区においては現代表土）（第 1 層）の下に、近現代整地層（第 2 層）、近代整地層（第 3 層）、細～中粒砂からなる古土壌（第 4 層）、細～中粒砂からなる自然堆積層（第 5 層）が堆積する。第 4 層は第 5 層が土壌化した地層であることから江戸時代の地層であると判断した。第 5 層は粒径が揃っていること、周辺地形を踏まえ砂丘の堆積と考えられ、江戸時代以前に形成された地層と考えられる。例として 1 区南東壁断面図・6 区南東壁断面図（図 2-30・31）を掲載する。

整備の基準となる江戸時代以前の地層は、調査区内の標高が最も高い地点で 1 区から順に 9.75m、10.80m、10.52m、11.63m、14.18m、11.57m である。

図 2-30 1 区南東壁断面図

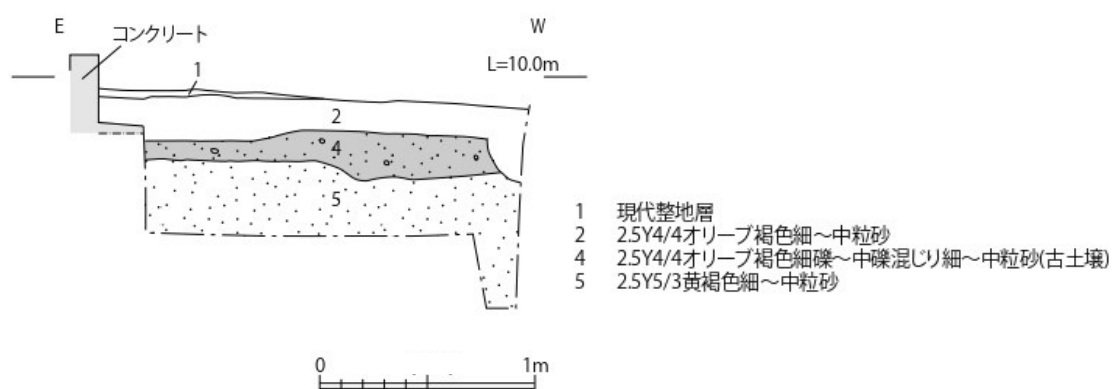
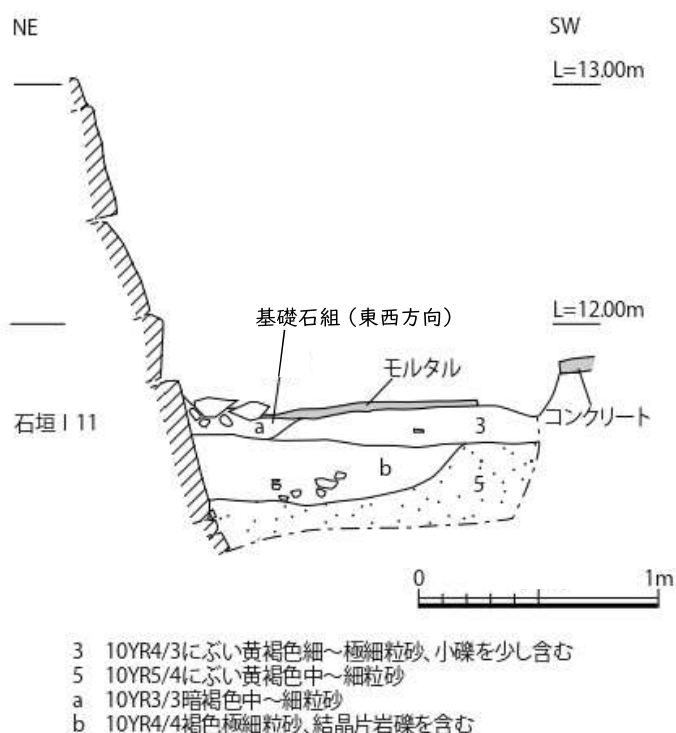


図 2-31 6 区南東壁断面図



○遺構

1区では第4層上面で土坑1基を検出した。赤く焼けた軒丸瓦が出土しており、昭和20年（1945）の和歌山大空襲以降のものの可能性が高い。

2区では石垣構築、あるいは周辺の地形造成に関連するものの可能性がある掘方を石垣根石（推定）から2.75m離れた位置で確認した。掘方は2層に細分され、層境に小礫が分布することから、作業工程に合わせて段階的に埋め戻した可能性が想定できる。また現地表面から下に新たに2段の築石を確認した。これらの築石は表面整形がなされておらず、江戸時代には埋没していた築石のため粗加工のみでとどめたとみられる。築石の下にも比較的大きな石材があるが、直上築石の面と揃っていない、左右に同規模の石材が続かない、ピンポールで確認してもこれより下に石垣がないことから、この石材は地盤補強のためのものでその上の築石が根石と推定した（図2-32・33）。

6区は第3層上面で布掘り状の基礎石組2列（東西方向・南北方向）、トイレ状遺構2基を検出した。当初、『紀伊国名所図会』に描かれている石垣沿いの建物に関連する遺構であることが想定されたが、基礎石組（東西方向）はサブトレンチで地層断面を確認したところ、明治時代以降のものであることを確認した。また基礎石組は東西方向と南北方向で使用している石材が異なるため、2棟の異なる建物が建っていたか、既存の基礎を利用して増築した可能性がある。昭和4年撮影の航空写真（図2-21）に写る建物かもしれない。

東側のトイレ状遺構はモルタル敷きの土間に設置した埋甕がレンガで囲われている。西側のトイレ状遺構は埋甕のみ残る状況であったが同様の構造と推定される。それぞれ東西方向・南北方向の基礎石組で構成される建物内部にあったとみられることから、明治時代以降のものである（図2-32）。

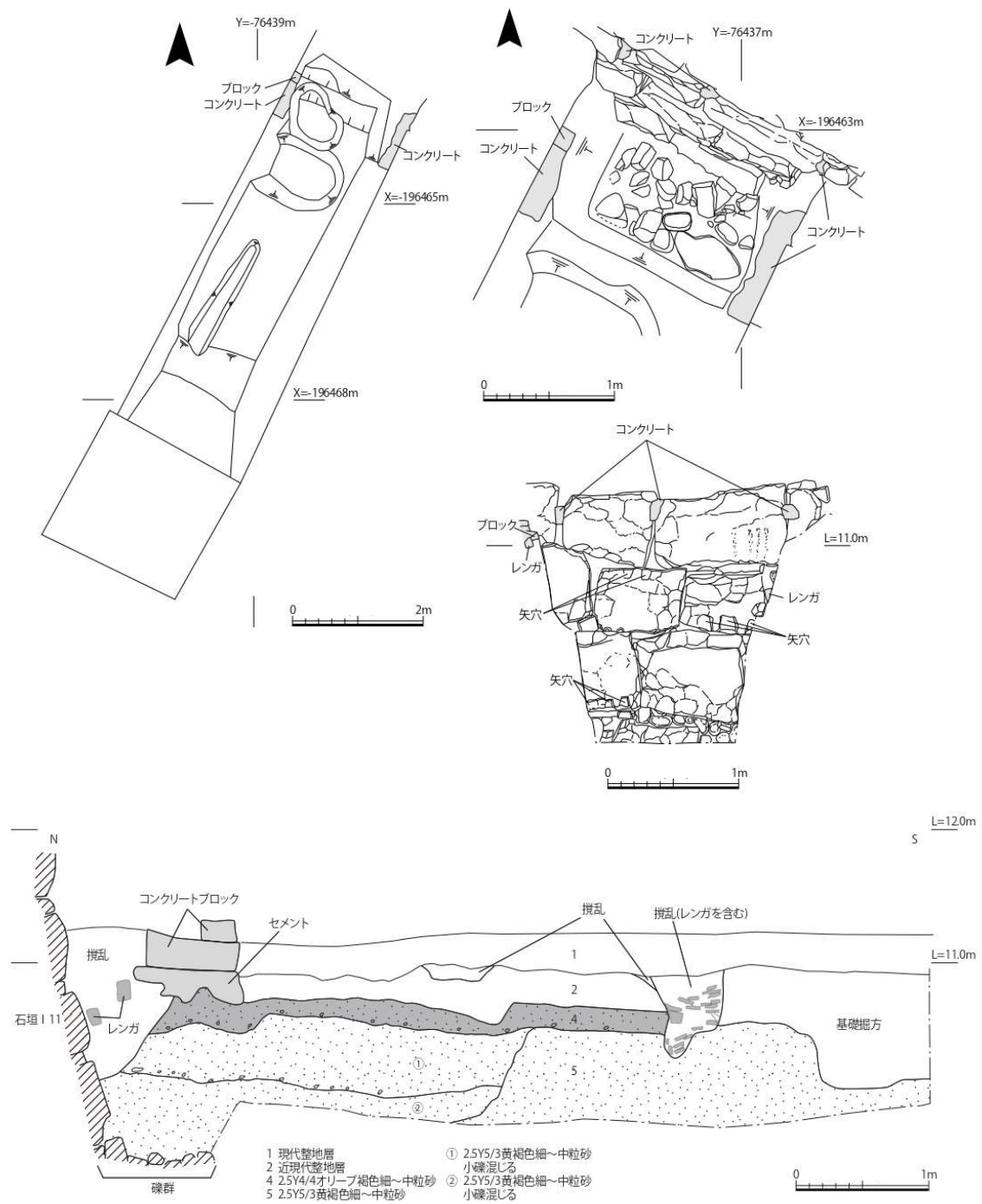
6区の石垣I12については、B-B'断面図によると2段目を境に勾配が約10°異なっており、昭和50年代の解体修理の際にこのように積み直されたと考えられる。また石垣I12基底部では、築石の面が不揃いとなり出入りしている状況が確認された（図2-32）。

図2-32 2区深堀り（南西から）・6区全景（南東から）・6区石垣I12 写真





図2-33 2区平面図・石垣ⅡⅠ立面図・南東壁断面図



○まとめ

1・2区では江戸時代の地層と考えられる第4層を検出した。しかし3～6区では第4層は近現代以降の開発により削平され、江戸時代の地層は残っていないことが判明した。また4・5区の第5層（江戸時代以前に形成された自然堆積の砂層）の標高差から、4区と5区の間を通る現況の道路部分は大きく切り下げられている可能性がある。以上の成果を踏まえ、今後の整備の参考となる扇の芝各エリアの遺構等の大まかな状況（推定）は図2-34のとおりである。

石垣IIIの根石接地面の標高は、2区で9.62m、6区で11.18mと標高差が1.56mある。一方で自然堆積層の第5層上面の標高は2区で10.60m、6区で11.46mと標高差は0.86mであり、根石接地面と比べて小さい。また2区では近世段階で2段分の築石が埋没しているが、6区では根石の一部が露出している状況であり、根石の設置状況が地点により異なることが判明した。石垣III周辺の旧地形は北西に向かって低くなっており、6区周辺の標高が最も高い。こうした斜面に石垣を築くために石垣を構築する地盤を階段状に施工した結果、地点により根石の設置状況に差異が出た可能性がある。

図2-34 発掘調査から推定される遺構面の残存状況



○整備に向けての課題

- ・上記の遺構面のレベルを踏まえ、整備の基準レベル・施設配置等を検討する必要がある。
- ・発掘調査によって、近代以降の開発により扇の芝が削平され、特に3区・4区周辺の現地表面は旧地表面より低くなっていることがわかった。整備にあたっては、現況が江戸時代の旧地形と異なっていることを説明サイン等で来訪者に伝える必要がある。

6) 動線

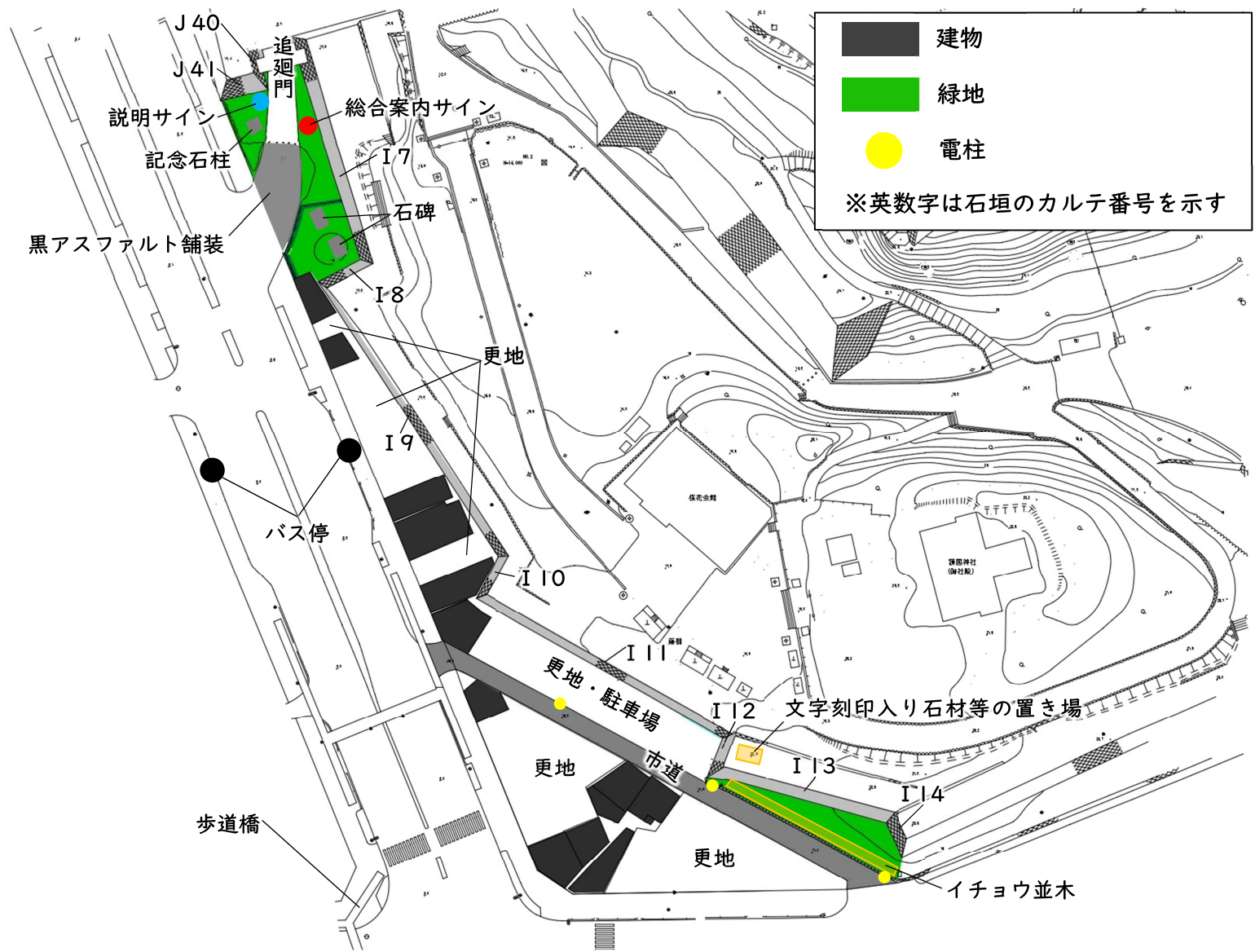
現状：扇の芝が未整備のため、城内から扇の芝へ誘導するサインはない。近年動線を調査したことがないため推定となるが、城内から追廻門や不明門跡を通して扇の芝に向かう来訪者は、ほとんどいないと思われる。

課題：扇の芝整備にあわせて、城内から扇の芝へ誘導するための方策を検討する必要がある。

7) 扇の芝の現状平面図

これまでの現状把握を踏まえ、扇の芝の現状を図2-35のとおり示す。

図 2 - 35 扇の芝の現状平面図



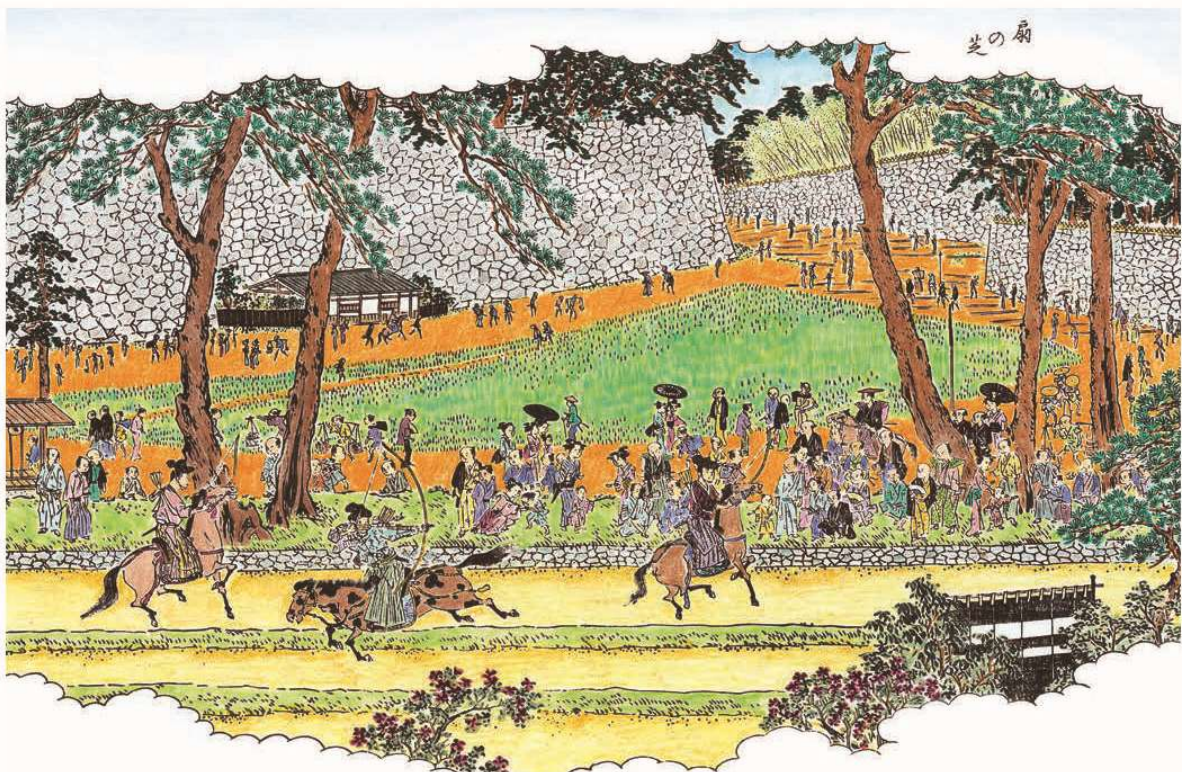
第3章 基本方針

扇の芝が江戸時代に軍事的要請等から空閑地とされ、城と城下の接点として城下町の住民から親しまれた空間であったという歴史的意義、現在和歌山城周辺が和歌山市を代表する緑の景観となっていることを踏まえ、以下のとおり基本方針を設定する。

扇の芝 整備基本方針

- 『紀伊国名所図会』に描かれているような江戸時代後期の芝地景観及び天守・石垣がそびえる近世城郭らしい景観を再現する。
- 本市の都市空間における代表的な緑の景観として、和歌山城一扇の芝一岡山周辺を一体とした緑地の整備及び保全を図る。

図3-1 「扇の芝」『紀伊国名所図会 後編』（『城下町の風景～カラーでよむ「紀伊国名所図会」』（編集・解説＝額田雅裕、彩色＝芝田浩子、発行＝ニュース和歌山）より）



画：岩瀬広隆 「扇の芝」

第4章 整備基本計画

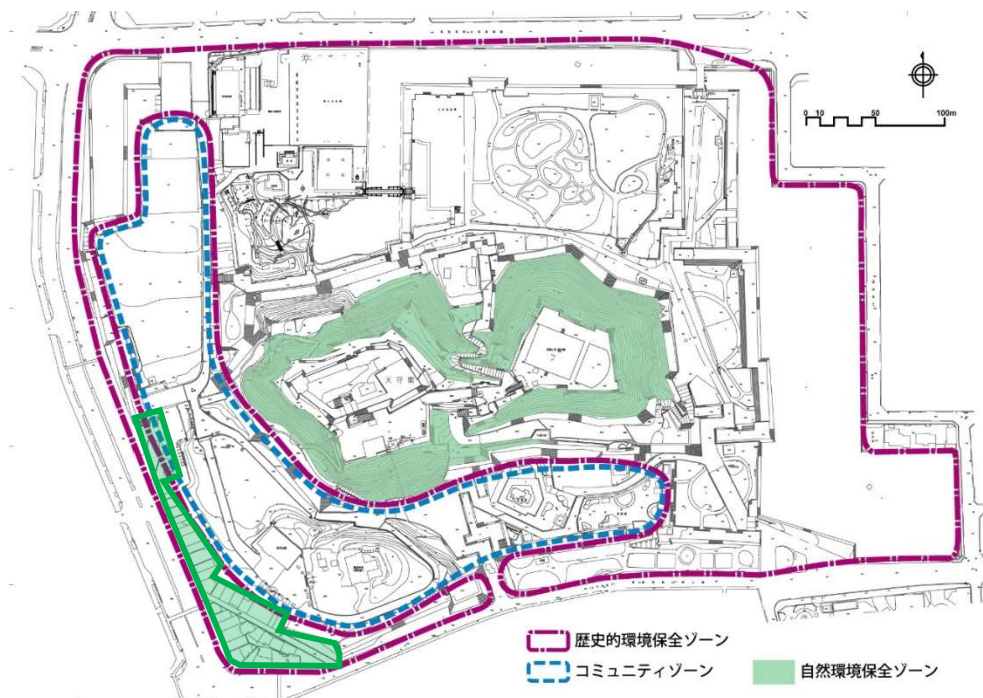
1. ゾーニング及びエリア設定、全体計画

1) ゾーニング及びエリア設定

平成28年度改訂版整備計画で扇の芝一体は、「遺構の保全・復元・修築などの整備を主とし、歴史的環境を形成する核として整備を図る」とする「歴史的環境保全ゾーン」と位置付けられている。本計画でもこのゾーニングを踏襲する。

さらに扇の芝全域を芝地景観再現エリアに指定し、都市空間における緑の景観として城郭としての景観向上を図るとともに、周辺のまちなみ景観の向上に寄与するものとする。

図4-1 ゾーン区分と芝地景観再現エリア（の範囲）



2) 扇の芝整備の全体計画

- 軍事的役割等からあえて空閑地とされていた扇の芝の歴史的経緯を踏まえ、空間的な広がり重視した整備を行い、全域に芝生を植栽する。天守閣や石垣が象徴的に見える景観の創出を図るため、基本的に芝生以外の植栽は行わない。また、便益施設等の設置は最低限にとどめ、施設等の設置にあたってはなるべく景観を阻害しないよう配慮する。
- 『紀伊国名所図会』では芝生の三角地周囲に道が描かれており、多くの人々が行き交う様子がわかる。同様の景観の再現を目指し、既存の歩道に加え、扇の芝内を横断する園路を設ける。
- 扇の芝全体の整備平面図は図4-2のとおりである。

図4-2 扇の芝全体の整備平面図

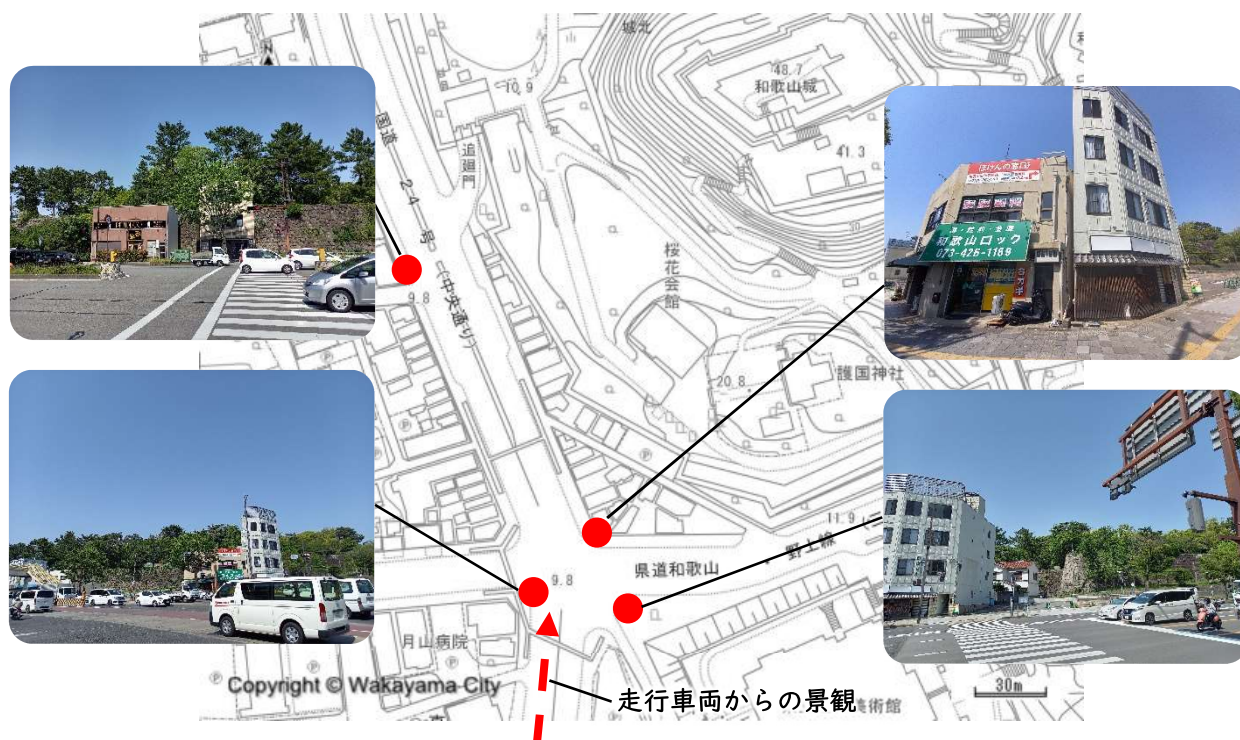


3) 視点場の設定

図4-3の4箇所(赤丸)を固定の視点場とする。これらの視点場から天守閣・石垣・芝地の景観がシンボリックに見えるような整備及び樹木剪定・伐採等を行う。

また、国道42号を北上する車両からのシークエンス景観(移動する視点場からの眺望)の向上を目指す。

図4-3 視点場の位置と視点場からの現状の景観



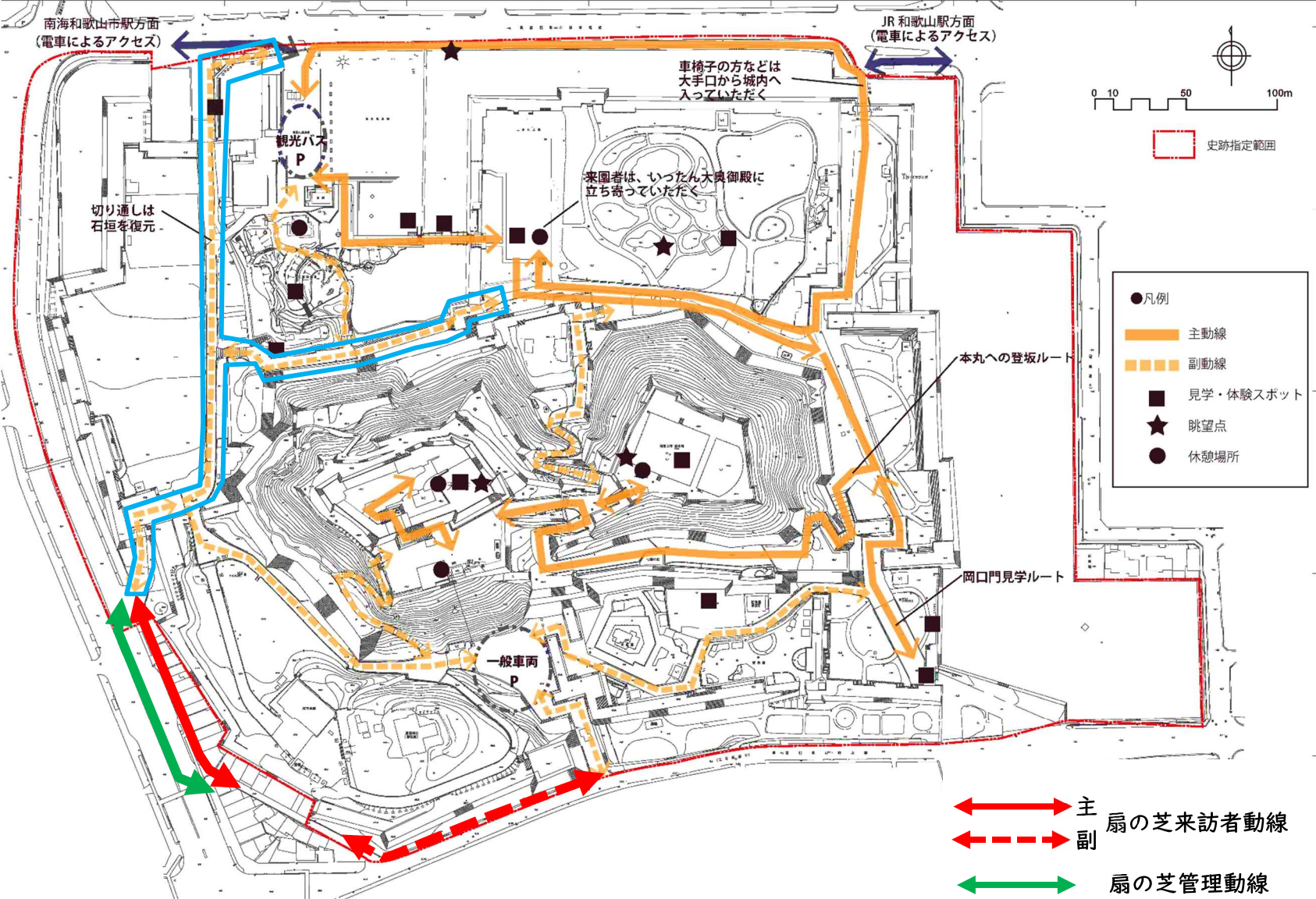
2. 動線計画

扇の芝への来訪者動線及び管理動線は、平成 28 年度改訂版整備計画の動線計画を踏まえ、図 4-4 のとおり設定する（来訪者動線は赤、管理動線は緑で表記）。

来訪者動線は、追廻門からのルートを主動線とする。不明門跡からのルートは一般車両駐車場の入出庫ゲートと重なるため、副動線とする。平成 28 年度改訂版整備計画において、吹上口～追廻門へのルート・鶴の溪のルート（水色枠で囲ったルート）は副動線に設定されているが、扇の芝が新たな見学スポットとなることを考慮して、主動線として整備することも検討する。

管理動線と来訪者動線が重なる箇所においては、管理車両の通行等に際し特に注意を払うこととする。

図 4-4 扇の芝への動線計画（平成 28 年度改訂版整備計画に加筆、史跡指定範囲は平成 29 年 3 月現在のもの）



3. 遺構の保存計画

1) 遺構の保存方針

扇の芝においては近代以降の開発に伴い、三角地を中心として江戸時代の遺構面は削平されている箇所が多いと考えられる。一方で石垣沿いの土地においては、石垣構築、あるいは周辺の地形造成に関連すると思われる掘方等の遺構や江戸時代の遺構面が残されている可能性が高い。また、徳川頼宣入城以降に構築された屏風折れの高石垣も残されている。

整備にあたっては、これらの遺構の保存を最優先する。

2) 地下遺構

地下遺構については、保護盛土を施し適切に保存する。地下遺構に悪影響を与える恐れのある樹木については、樹木管理計画に基づき伐採等を行う。

整備にあたっては、発掘調査の成果を参考として地下遺構をき損することがないように慎重に施工するものとする。三角地周辺においてはすでに遺構面は削平されている可能性が高いものの、石垣沿いにおいては浅いところで現地表面から 20cm 程度のところに遺構面があるため、整備にあたっては特に注意を要する。

3) 地上遺構

○全体の方針

石垣などの地上遺構保護のため、経過観察及び雑草等の除去、樹木管理といった日常的な維持管理を行う。修理が必要な石垣については、オリジナルの石垣を最大限残すことを前提としつつ、個々の石垣の状況に応じた適切な修理を行う。

○石垣の修理

建物がまともに撤去されている範囲である石垣 I11・I12・I13・I14（I11 は建物が残っている西端部は除く）においては、令和 4 年度に 3 次元測量を実施し、立面オルソ画像及び断面図の作成、段彩図（石垣の基準勾配を設定して孕みのある箇所を可視化するもの）作成による劣化状況等の調査を行った。測量及び調査の結果、一部を除き大きな孕み等はみられなかったものの、特に石垣 I11・I12 においては間詰石の欠落、石材の劣化・粉砕が多数見受けられる。そのため、石垣 I11・I12 では解体修理を伴わない保護工事（詰石や石材・石面強化等を主体とした工事）を行う。

また、石垣 I13、I14 においても一部石材の劣化、石材同士の開きが見られるため、経過観察を行う。

但し、石垣 I12 の基底部付近では孕みがあり、基底部付近の築石でひび割れも確認された。昭和 50 年代の解体修理の際、石垣際に建物があつたために修理されずに残された範囲と考えられる。同所においては石垣の安定性確保のため、孕みを抑えるための石垣前面での地盤補強等を検討する必要がある。

石垣前面に建物が残っている石垣 I8・9・I10（I11 の西端部含む）においては、建物の撤去が完了し次第石垣 I7、J40・41 とともに測量を行い、保存方針を検討する。

4. 地形造成及び給排水に関する計画

1) 地形造成

発掘調査の成果を踏まえると、近代以降の開発により扇の芝周辺は削平されており、特に三角地の現地表面の高さは江戸時代よりも低くなっていると考えられる。また本来の扇の芝の範囲は、第2章第1節4)の検討を踏まえると、西側は概ね現在の歩道あたり、南側は現在の三年坂通りに向かっていびつに突き出ていたと思われる。本来であれば往時の地形復元を目指し、盛土による地形造成を行うのが理想的な整備であろう。

しかし、現況の車道や歩道との取り合いを考慮すると大規模な盛土造成は困難であることから、往時の地形復元を目的とした盛土造成は行わず、盛土は遺構保存及び整備に必要な最低限度に留める。空閑地であった扇の芝の歴史的意義を来訪者が最大限体感できるように空間的広がり重視し、現況の歩道や車道との段差を極力なくす地形造成を行う。

2) 給排水

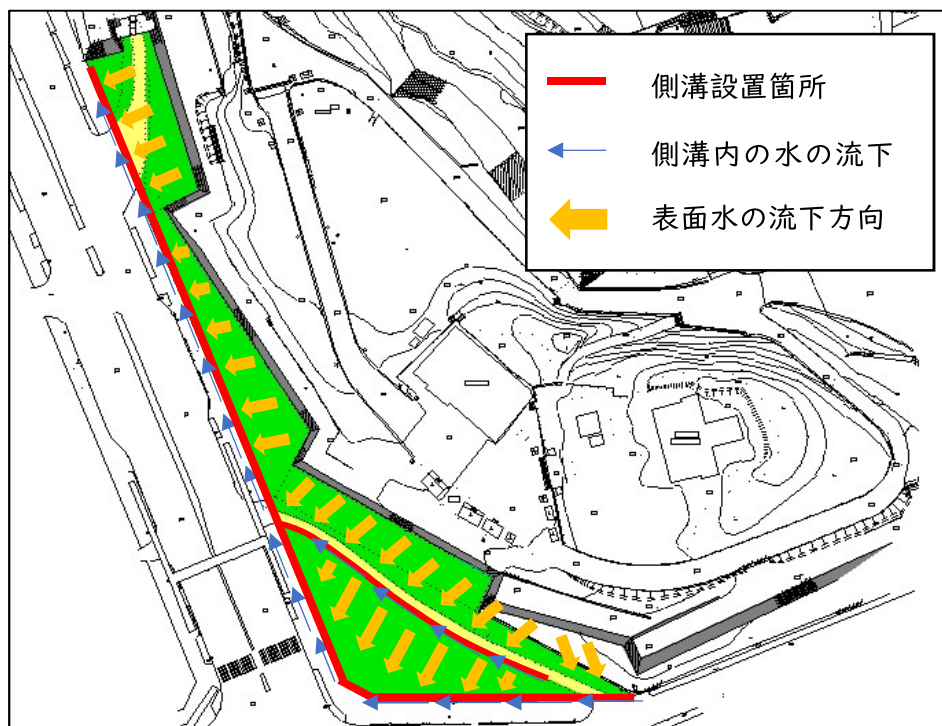
○給水

可能な限り既存の給水管を利用し、芝生管理のための散水栓を設置する。また、散水スプリンクラーの設置を検討する。

○排水

エリア内の雨水排水については、基本的に表層の雨水はエリア内で集水し、既存の下水道管へ放流する。適切な地表勾配の設定と集水ますの設置により表層水を円滑に排水できるようにするとともに、必要に応じて暗渠排水の設置や土壌改良を行い、芝生を適切に生育するため水はけの改善に努める。

図4-5 排水計画の模式図(例)



5. 修景及び植栽に関する計画

- 『紀伊国名所図会』で描かれている景観の再現を目指し、全域に芝生を植栽する。植栽する芝生の種類はコウライシバ等の在来種を基本とするが、植栽後の維持管理のしやすさにも十分留意して選択する。
- 既存の樹木について、石垣等の遺構に悪影響を及ぼす恐れのあるもの、あるいは天守閣や石垣等の景観を阻害しているものは樹木管理計画に基づき剪定・伐採を行う。
なお、『紀伊国名所図会』では、扇の芝の西側に隣接する馬場に植えられた松と扇型の芝地の北端に要の松が描かれているが、これらは史跡指定範囲外にあったものと推定されるため、今回松の植栽は行わない。
- 城郭らしい景観を阻害している建物については、引き続き公有化及び撤去に向けて協議を進める。電柱・電線については、電力会社と協議のうえ、可能なかぎり撤去を検討する。
- 追廻門外で石垣間際に設置されている石碑や植樹されている樹木等については、石垣を見学できるよう配置を見直す。

6. 遺構・遺物の表現に関する計画

1) 遺構の表現

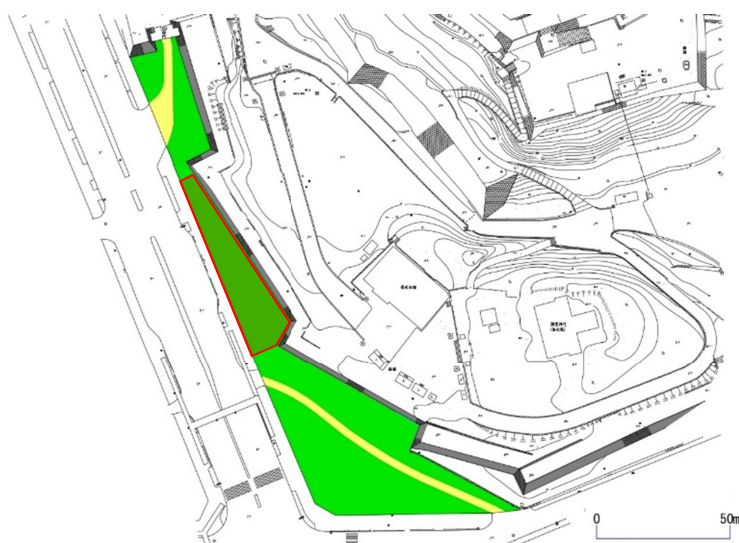
発掘調査では、地表で表現すべき地下遺構は検出されなかったため、地下遺構の展示・表示・復元展示は行わない。発掘調査で判明した石垣基底部の構造や往時の地形については、説明サイン等で解説する。

扇の芝に残る徳川頼宣入城以降に築かれた屏風折れの石垣については、定期的な雑草・実生木（みしょうばく、種子から生え出した木）の除去、周辺樹木の管理を行い、石垣の魅力を最大限引き出せるよう美装化に努める。

2) 遺物の展示

昭和 50 年代の石垣解体修理工事の際に発見された文字刻印入りの石材・チキリ跡が残る石材 9 石は、石垣 I9 前面のエリアの適切な場所で野外展示する（図 4-6）。日光や風雨の影響を考慮し、必要に応じて劣化を防ぐ保存処理を検討する。

図 4-6 文字刻印入り石材・チキリ跡が残る石材の展示予定エリア（赤枠内）



7. 案内サインに関する計画

ここでは『和歌山城周辺修景整備ガイドライン』（以下、修景ガイドラインと記す）に従い、案内サインを 1) 総合案内サイン（位置図や説明など総合的な情報を掲載するもの）、2) 誘導サイン（目的地までの距離や方向を示すもの）、3) 説明サイン（歴史などを解説するもの）に区分し、項目ごとに計画を記す。なお、案内サインの配置案は図 4-10 のとおりである。

1) 総合案内サイン

扇の芝の歴史や整備の経緯等を記した総合案内サインを設置する。修景ガイドラインでは総合案内サインについて、「和歌山城公園や岡公園内は、歴史的な雰囲気을 阻害しないようにシンプルなデザインとする」との方針を示している。既存の総合案内サインのデザインと不統一にならないよう配慮しつつ、修景ガイドラインに則ったデザインとする。扇の芝の整備では空間的な広がり重視するため、二の丸大奥跡や西の丸能舞台跡に設置されているような表示面の高さを抑えたサインとすることも検討する（図 4-7）。

図 4-7 現在設置されている総合案内サイン



2) 誘導サイン

修景ガイドラインでは、和歌山城公園内の誘導サインは矢羽根型（図 4－8）を基本とする方針としている。扇の芝の整備にあたっては矢羽根型を基本として検討するが、総合案内サイン同様、高さを抑えたデザインも検討する。

図 4－8 現在設置されている矢羽根型の誘導サイン



3) 説明サイン

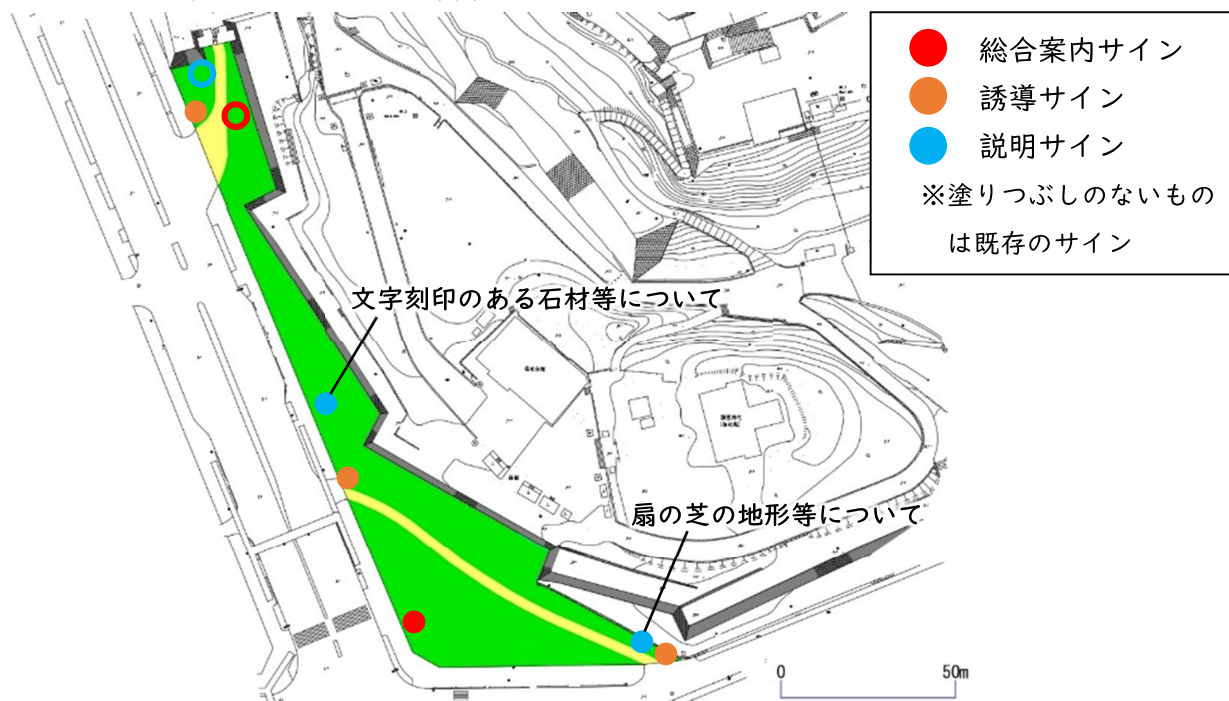
歴史的な説明や整備の経緯等を記した説明サインを設置する。修景ガイドラインでは「歴史的な雰囲気や景観を阻害しないようにシンプルなデザインとする」とされており、既存の説明サインを基本としつつ、デザインを検討する。その他のサイン同様、高さを抑えたデザインも検討する（図 4－9）。

説明サインは、①江戸時代の扇の芝の地形や天狗の腰掛石を解説したもの、②文字刻印入り石材等の解説をしたもの等の設置を想定している。

図 4－9 現在設置されている歴史的解説を行う説明サイン



図4-10 案内サイン配置図（案）



8. 維持管理施設及び便益施設に関する計画

1) 維持管理施設

○管理のための建物等

扇の芝の日常的な管理は、裏坂登り口に設置されている和歌山城公園事務所に詰める公園作業員が行うため、扇の芝を管理するための新たな管理棟・倉庫等は設けない。

○電気設備

照明設置などに伴う電気設備の配置については、電気の供給経路について電力会社との協議のうえ、経済性や景観を考慮して最適の場所を選定する。導入機器等は、照明施設に応じて十分な容量を有するものを選定する。照明施設などへの給電方法については、遺構への影響に配慮しつつ、できるかぎり地中配管として検討を行う。

○照明設備

建物の撤去後、既存照明だけでは扇の芝周辺が暗くなることが予想されることから、夜間の安全性確保及び景観向上を目的として園路沿いに照明を設置する。灯具の選定については低位置・地中埋設方式を標準とし、遺構への影響及び景観に配慮して決定する。配置については、4～6mの間隔を標準とし、園路やベンチの配置に応じて最適な位置を決定する。

また、石垣のライトアップ設備を設置する。灯具はフルカラーLEDとし、形状や配置については遺構への影響及び昼間の景観にも配慮して検討する。

○柵

園路や既存の歩道と芝生エリアの境界には柵を設ける。但し景観に配慮するため、設置する柵は最低限の高さのシンプルなデザインを検討する（図4-11）。

また、車道と園路の境界には関係車両以外の立入を制限するため、バリカー等を設置する。

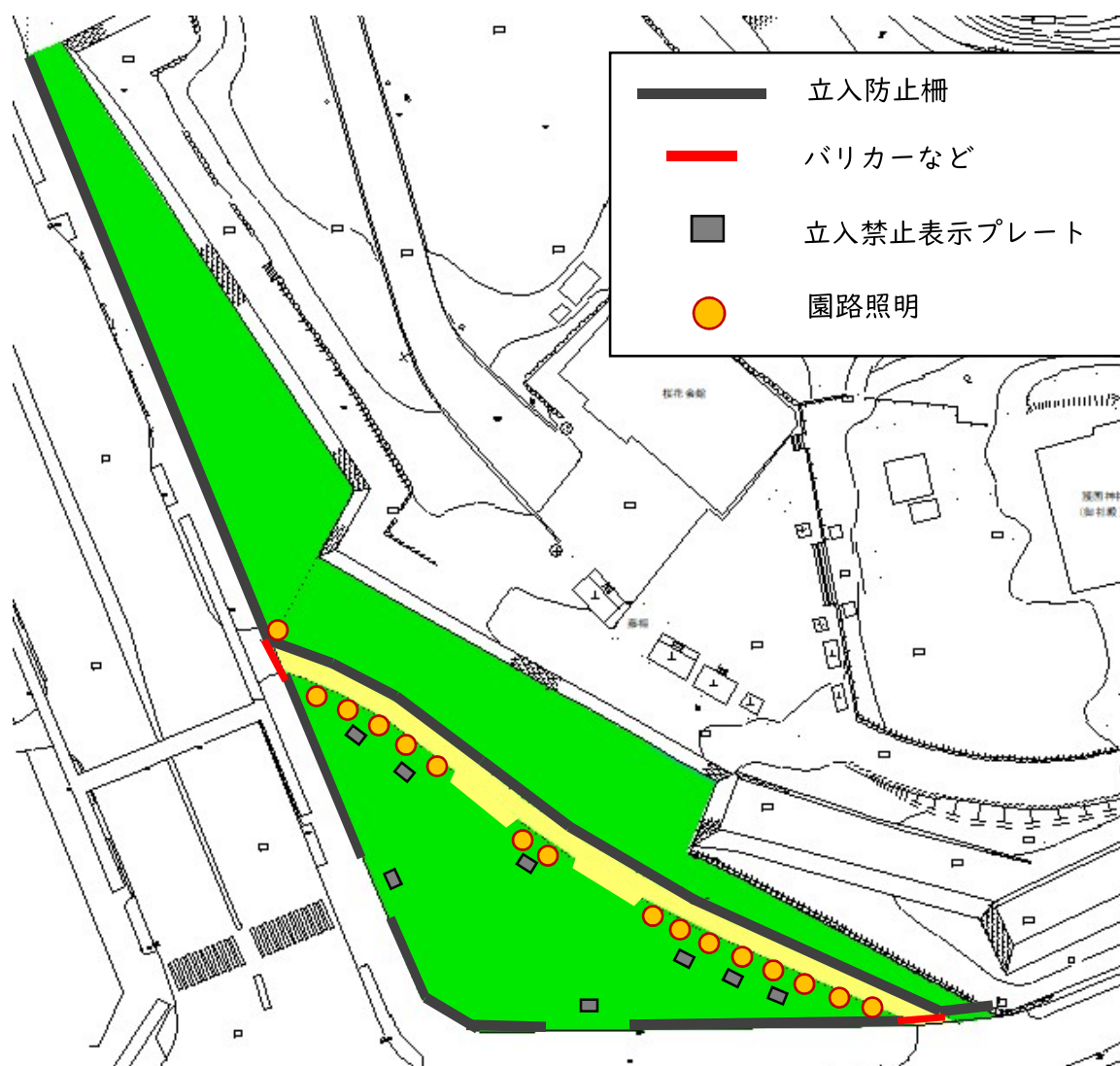
○地下埋設物

地下埋設物の処置について、関係機関と協議を進める。整備内容によっては、地下埋設物の撤去等を検討する。

図4-11 芝生エリアとの境界に設置する柵のイメージ（皇居付近）



図4-12 維持管理施設配置図（案）



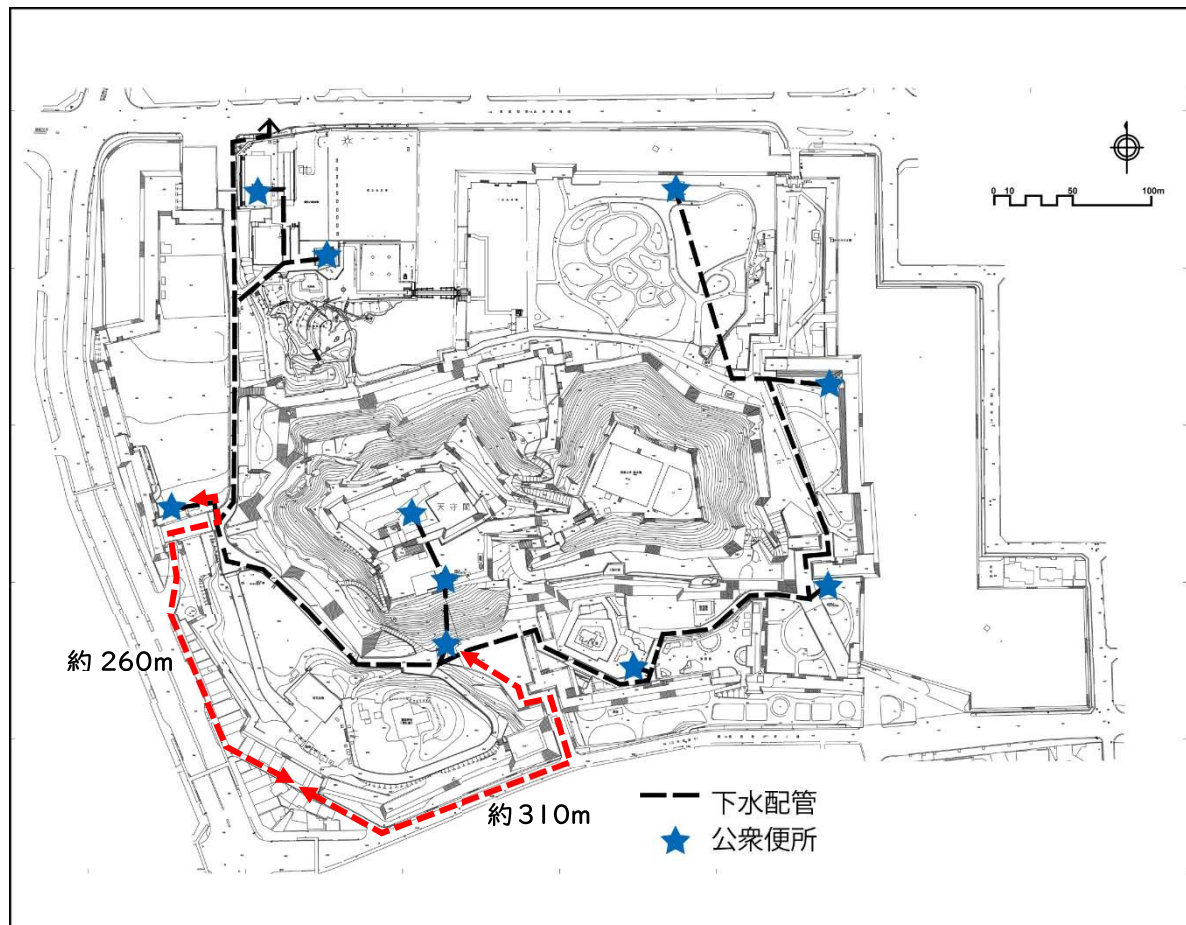
2) 便益施設

城郭らしい景観の魅力を最大限に引き出し、空間的広がり重視した整備とするため、便益施設の設置は必要最低限とし、四阿等の屋根のある休憩施設は設置しない。

来訪者がゆったりと見学できるように、扇の芝内を横断する園路沿いにベンチを設置する。形状や配置、数量については景観に配慮して検討する（図4-2参照）。

トイレは新たに設置せず、城内の既存のトイレに誘導することとする（図4-13参照、三角地南西端の位置から砂の丸広場のトイレまで約260m、一般車両駐車場のトイレまで約310m）。

図4-13 既存トイレと扇の芝の位置関係



9. 公開・活用に関する計画

1) 園路

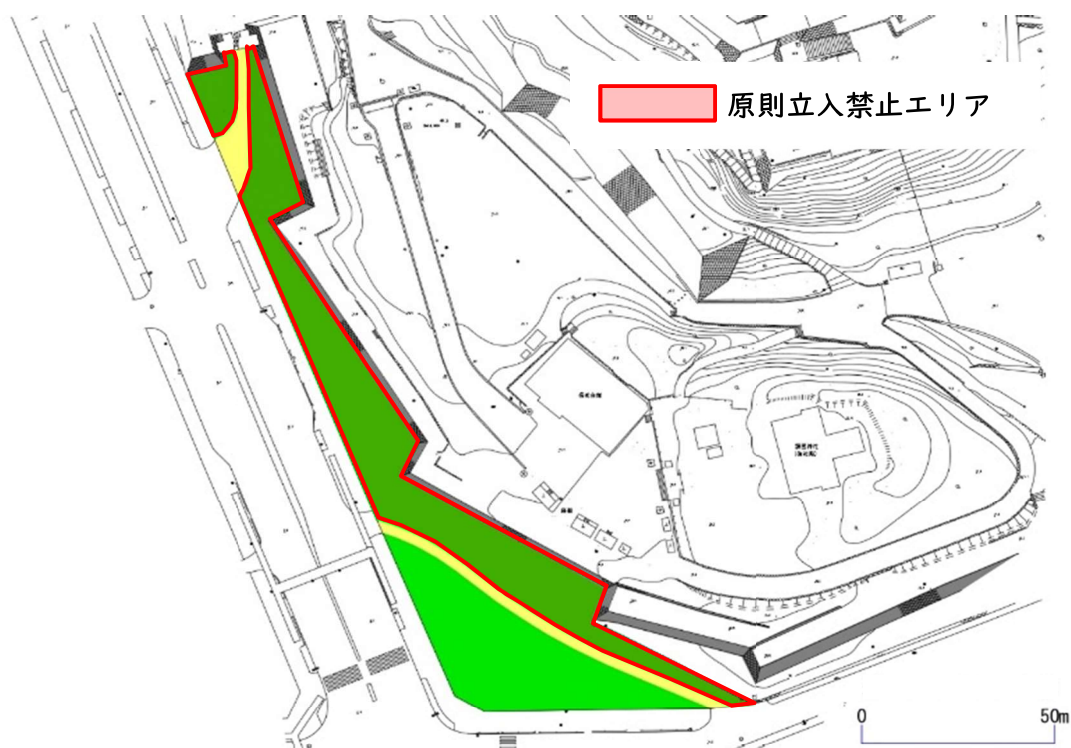
扇の芝内を散策できるように、図 4-2 のとおり園路を設ける。車椅子やベビーカーの利用、日常的な管理のための管理車両の通行を考慮して自然色アスファルト舗装を検討する。追廻門外の園路は現状砂利道・黒アスファルト舗装となっているが、同園路も自然色アスファルト舗装を検討する。

2) 芝生エリア

扇の芝は江戸時代和歌山城下の人々に親しまれた場所であり、整備完了後は市民や観光客に親しまれる空間となることが望ましい。よって、芝生の養生に留意しながら、来訪者がくつろげる空間として公開する。

但し、石垣沿いのエリアについては、来訪者の安全確保のため石垣との緩衝地帯とし、原則立入禁止とする（図 4-14）。

図 4-14 公開エリアの設定



3) 石垣のライトアップ及びプロジェクションマッピング

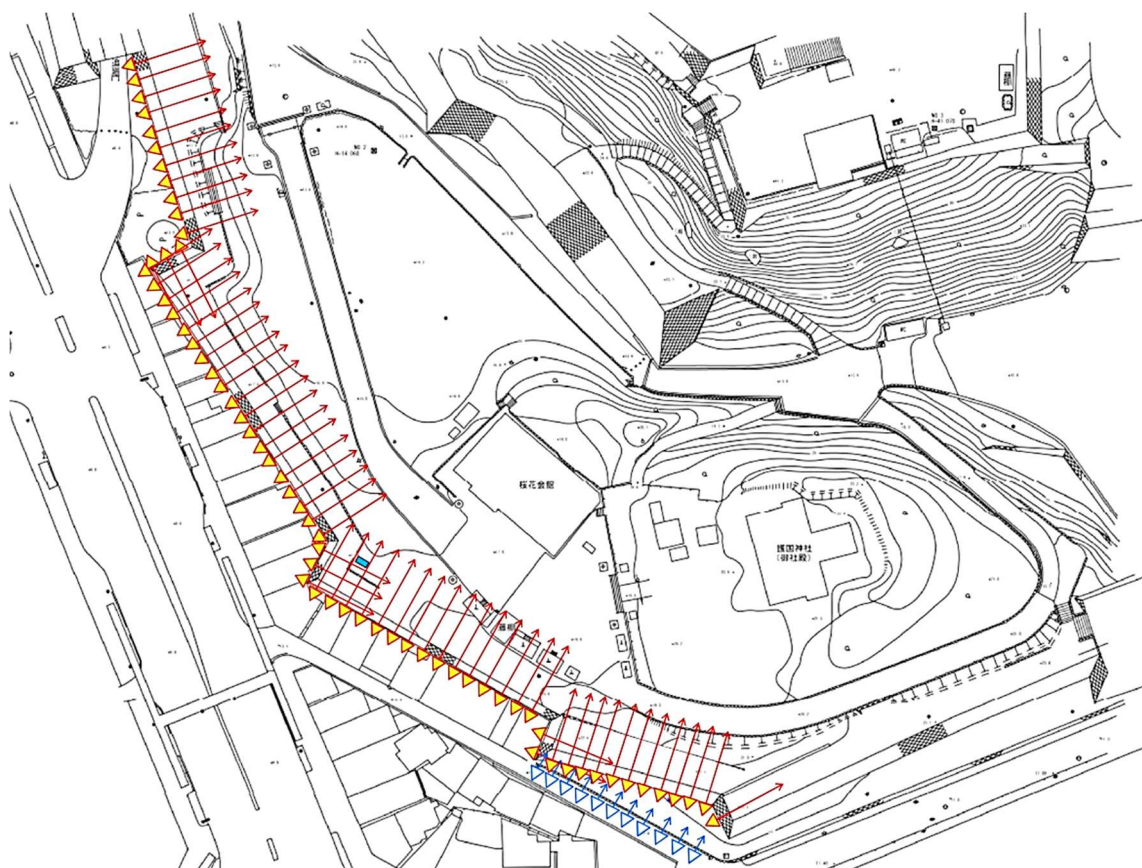
和歌山城らしい景観を構成している連立式天守と屏風折れの高石垣の象徴性を高める演出として、現在日没から午後 11 時までライトアップしている天守閣とあわせて、夜間の石垣ライトアップを実施する（図 4-15 参照）。

また、関係機関と協議の上、石垣を投影対象としたプロジェクションマッピングの実施を検討する。

図 4-15 石垣ライトアップ及びプロジェクションマッピングの例（丸岡城の写真は坂井市より提供）



図 4-16 石垣ライトアップ配灯図（案）（パナソニック株式会社エレクトリックワークス社より提供、灯具の種類は次頁参照）





NND27610K (100-242V)

赤緑青

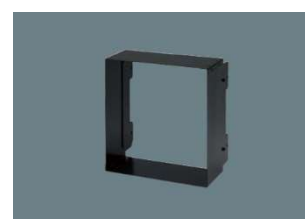


NND27910



NND27674K

赤緑青白



NND27900

フルカラー演出 コントローラ ■

● コントローラAt



NND27010Z

屋外自立盤内に収納

10. 管理・運営に関する計画

- 扇の芝の日常的な管理は、和歌山城公園事務所に詰める公園作業員が行う。但し、芝生の維持管理あたっては、必要に応じて専門業者への委託を検討する。
- 樹木の管理は樹木管理計画に基づいて行い、日常的な管理の範囲を超える剪定・伐採については、専門業者に委託して実施する。
- 石垣の雑草・実生木の除去については、可能な限り公園作業員が行うが、高所作業を伴う場合は専門業者に委託して実施する。また毎年定例的に実施されている自衛隊や消防職員による石垣の清掃についても、引き続き実施していただけるよう要望する。
- ライトアップ制御機器の日常的な管理は和歌山城整備企画課職員が行うことを基本とするが、必要に応じて専門業者への委託を検討する。

11. 周辺地域の景観に関する計画

扇の芝及びその周辺のエリアは『和歌山市景観計画—和歌山城周辺景観重点地区—』において、「和歌山城周辺景観重点地区」に指定されており、中央通り（国道24号・42号）については「市の幹線道路であり、城内から連なる緑や石垣、広幅員の道路空間を活かした、シンボリックな道路景観を形成する」（22頁）との方針となっている。また三年坂通り（県道16号・138号）については、「緩やかな坂の勾配を活かし、堀や石垣との関係性に配慮した見通しの良い、静かなたたずまいを感じることができるまちなみ景観を形成する」（23頁）としている。

今後、扇の芝の建物が撤去され整備が進展することにより、城内から連なる緑や石垣を活かした景観形成が期待される。しかしより良好な景観を形成するためには、景観に配慮した道路標識への更新や歩道橋の今後のあり方、街路樹の配置見直しなど、史跡指定範囲外の扇の芝周辺の環境についても検討する必要がある。長期的な視野に立って、景観改善に向けて関係機関との協議を進める。

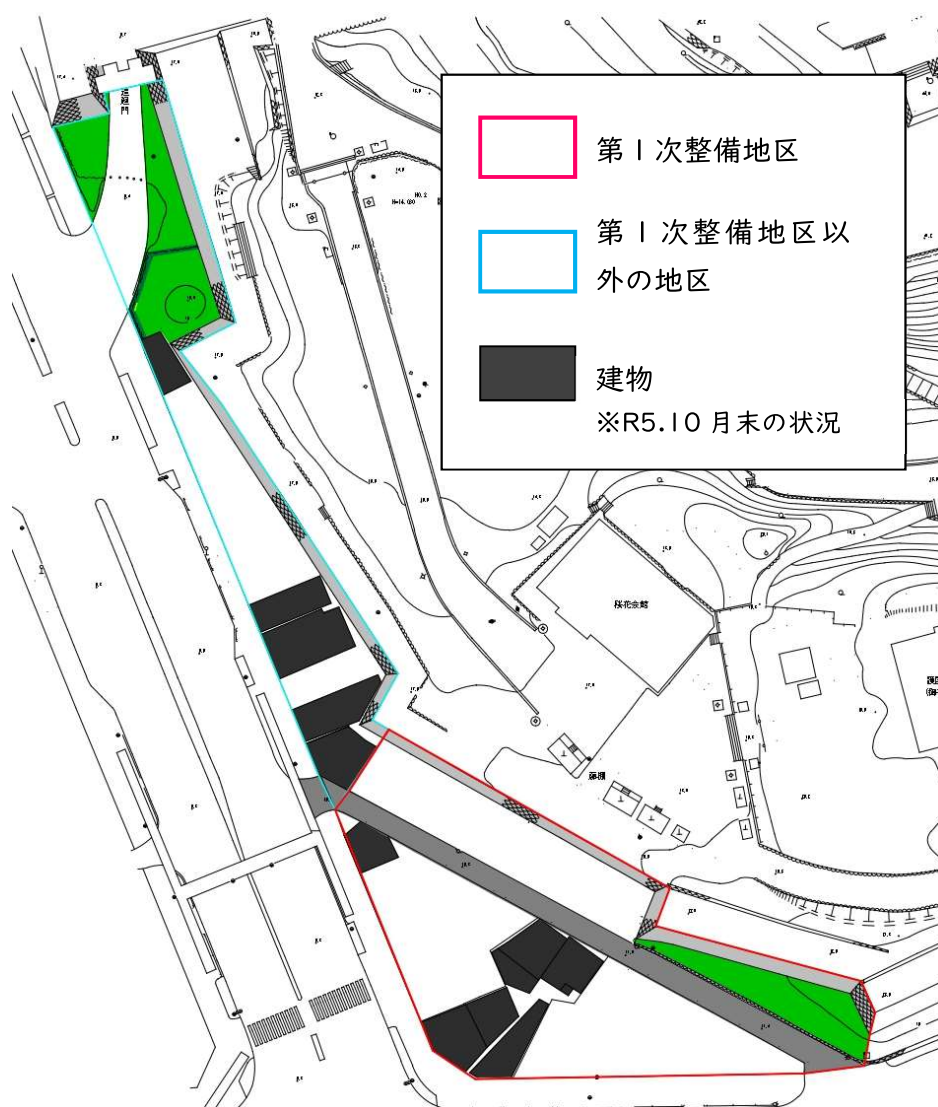
第5章 事業計画

1. 段階的整備及び工程

1) 段階的な整備

史跡の公有化には一定の時間を要する箇所もあることから、早期に実現可能な短期的な取組とそれ以外の取組を分けて考える必要がある。そこで整備を、現状で一定の面積を整備できる第Ⅰ次整備地区とそれ以外の整備地区に分け、第Ⅰ次整備地区を先行して整備し、その後の整備に関しては、公有化の状況に応じて進めていく。なお、第Ⅰ次整備を最終的な全体計画と照らし合わせて手戻りのないものとするため、第Ⅰ次整備に先立ち扇の芝全体の詳細設計業務を実施し、第Ⅰ次整備の内容については、全体計画を先行して実施することを原則とする。ただし、土地の取合いの都合等によりそれがかなわない場合は、史跡としての景観の保全に資する整備を実施する。

図5-1 段階的な整備地区



2) 第1次整備の内容について

○整備内容は詳細設計に基づく（図5-2参照）。

○排水については、流量計算を行ったうえで流末及び適切な地点で既存の下水道管に接続する。

第1次整備地区内で独立した排水系統とすることにより、次回整備時に改めて手を加える必要がないようにする。

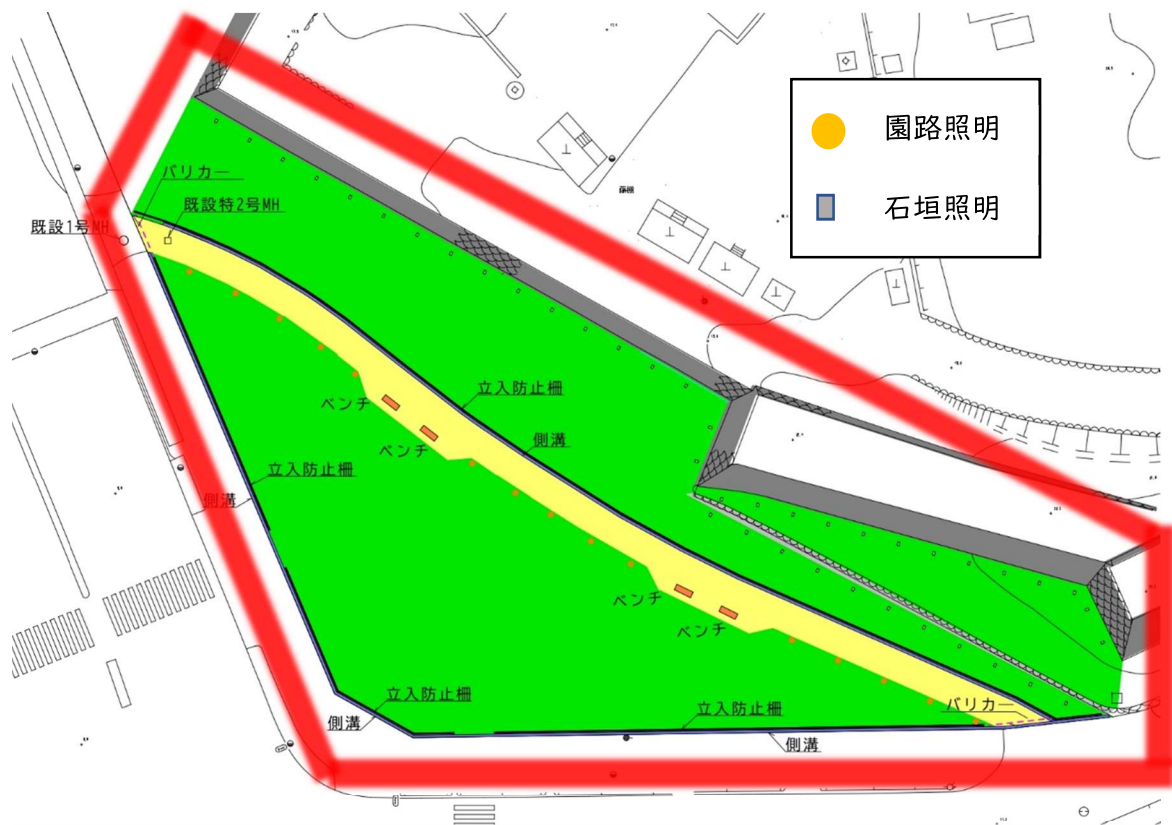
○石垣照明については、第2次整備以降追加接続できるような機器の選定及び設置を行う。

○境界部分で段差が生じる場合は、碎石等によりすり付けを行う。

○第1次整備の完成は令和7年度末を見込んでいるが、既存建物の撤去と同時進行となることから、整備に不測の期間を要する場合などは、完成前であっても、史跡に相応しい景観づくりのため必要に応じてプランター設置や人工芝等の仮設物による美化措置を行う。

○第1次整備地区以外の場所では、①更地となっている箇所は仮設バリケードにより立入を規制する、②完成予想図を掲示し、事業促進や機運醸成を図る、③必要に応じてプランター設置や人工芝等の仮設物による美化措置を行う、等の対応をとる。

図5-2 第1次整備平面図（赤枠内が第1次整備地区）



3) 工程

整備に先立ち、令和5年度に扇の芝全体の詳細設計業務及び石垣ⅡⅠ、Ⅱの保護工事実施設計業務を行う。第Ⅰ次整備は令和6年度から7年度にかけて実施する。全域の公有化が完了した後に全体整備に着手する。第Ⅰ次整備の内容は、全体整備時に手戻りのないよう十分留意したものとする。

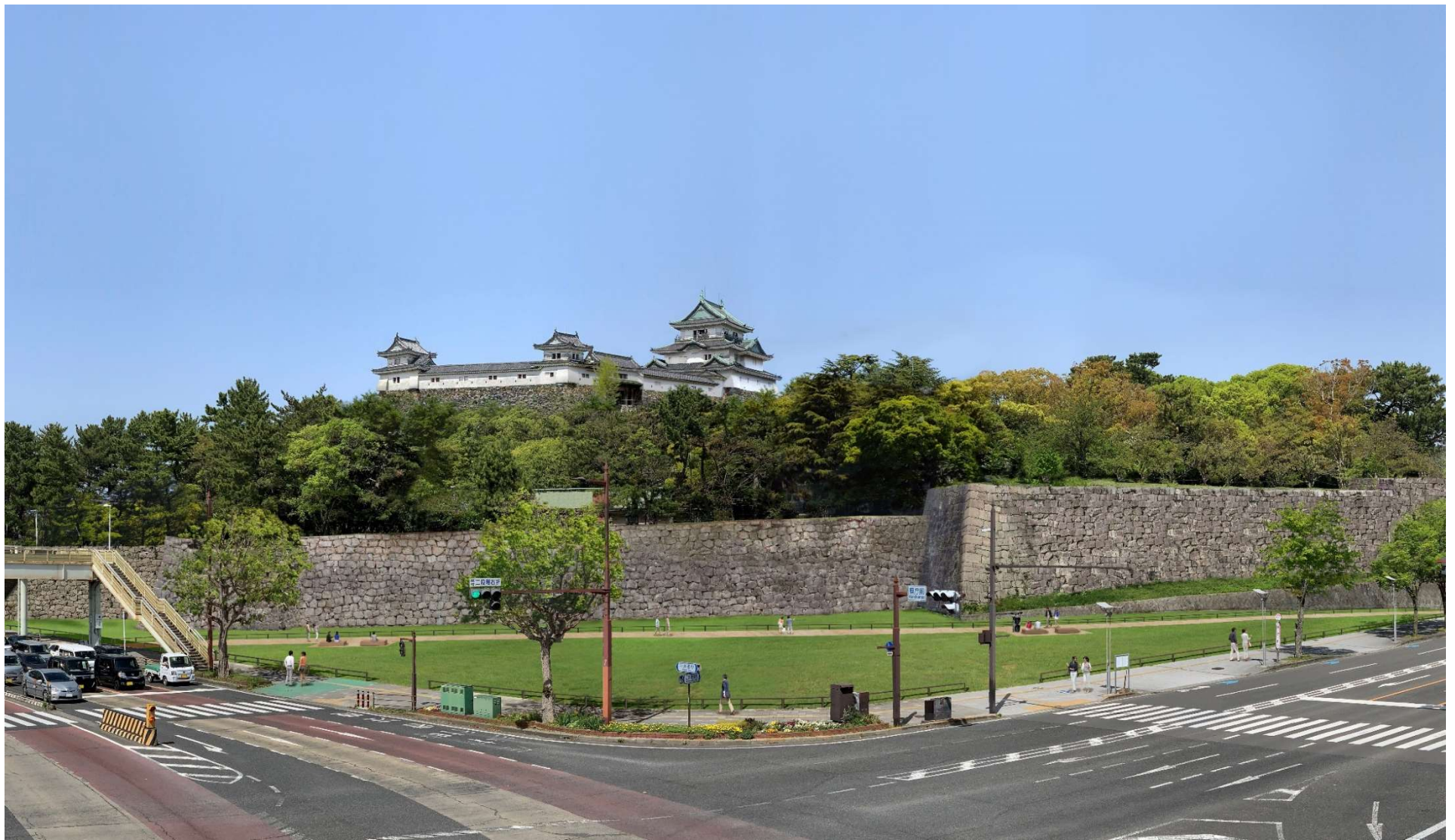
なお整備完了後には、整備に対する地域住民等の評価や景観形成に大きな影響を与える構造物（街路樹や防犯カメラ支柱、歩道橋等）の撤去状況、他エリアの整備状況の進展等を踏まえた上で、整備状況の点検を行い、必要に応じて扇の芝のよりよい保存・活用に向けた整備手法の検討を行う。

表5-1 整備スケジュール

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7~9年度 (2025~27年度)		
基本計画						
実施設計						
第一次整備						
全体整備						

※公有化の状況により、整備完了時期は前後することがある。

2. 完成予想図（フォトモンタージュ）



【主要参考文献】

- ・岩橋勉 1976「和歌山公園を中心とした地形・地質と和歌山城石垣史」『和歌山大学教育学部紀要 自然科学』25、和歌山大学教育学部
- ・史跡和歌山城保存管理計画策定委員会編 1993『史跡和歌山城保存管理計画書』和歌山城管理事務所
- ・三尾功 1994『近世都市和歌山の研究』思文閣出版
- ・三尾功 1995「紀州と徳川吉宗—その虚像と実像—」サントリー美術館ほか編『将軍吉宗とその時代展』NHK、NHK プロモーション
- ・岩崎竹彦 1995「構の中の中の吉宗—出生前後にまつわる伝承の民俗性について—」和歌山県立博物館編『八代将軍吉宗と紀州徳川家』和歌山県立博物館
- ・額田雅裕 1997「和歌山市立博物館館蔵絵図・地図目録」『和歌山市立博物館 研究紀要』11、和歌山市立博物館
- ・文化庁文化財部記念物課監修 2005『史跡等整備のてびき I～IV—保存と活用のために—』同成社
- ・額田雅裕（解説）・芝田浩子（彩色）2009『城下町の風景—カラーでよむ『紀伊国名所図会』—』ニュース和歌山株式会社
- ・和歌山市立博物館編 2010『写真にみるあのころの和歌山—和歌山城（戦前）編—』和歌山市教育委員会
- ・和歌山市立博物館編 2013『平成 25 年度秋季特別展 市電が走っていた街—開業から廃止まで—』和歌山市立博物館
- ・文化庁文化財部記念物課監修 2015『石垣整備のてびき』同成社
- ・新谷和之 2016「文献・絵図からみた和歌山城「三の丸」」『紀伊考古学研究』19、紀伊考古学研究会
- ・藤本清二郎 2016『紀州藩主 徳川吉宗 明君伝説・宝永地震・隠密御用』吉川弘文館
- ・和歌山市教育委員会 2016「吹上遺跡第 1 次試掘調査」『和歌山市内遺跡発掘調査概報—平成 26 年度—』和歌山市教育委員会
- ・和歌山市和歌山城整備企画課 2017『史跡和歌山城整備計画 平成 28 年度改訂版』和歌山市和歌山城整備企画課
- ・新谷和之 2019「空閑地の配置からみた和歌山城の特質—扇の芝の形成とその運用をめぐって—」『紀伊考古学研究』22、紀伊考古学研究会
- ・渡邊秀一 2019「城下町絵図からみた近世和歌山の構造—武家屋敷地域の空間編制とその維持をめぐって—」平井松午編『近世城下絵図の景観分析・GIS 分析』古今書院
- ・大木要 2022「和歌山城周辺の古地形変遷と土地利用」『シンポジウム「和歌山城築城前～城の下に眠る遺跡の姿～」発表資料集』公益財団法人和歌山県文化財センター

史跡和歌山城扇の芝整備基本計画

令和5年11月20日発行

編集・発行 和歌山市産業交流局観光国際部和歌山城整備企画課
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
TEL.073-435-1044 FAX.073-435-1150
Mail : wakayamajo@city.wakayama.lg.jp